

## 第420回南国市議会定例会会議録

第2日 令和3年3月9日 火曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

### 欠席議員

なし

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局員	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

\*-----\*

**議会事務局職員出席者**

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

\*-----\*

**議事日程**

令和3年3月9日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

\*-----\*

**本日の会議に付した事件**

日程第1 一般質問

\*-----\*

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

\*-----\*

○議長（土居恒夫） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

2南総第330号

令和3年3月9日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

南国市長 平 山 耕 三

第420回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第420回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第41号 長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について

議案第42号 調停について

.....

-----\*

議案第41号、議案第42号

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第41号及び議案第42号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

それでは、早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べさせていただきます。

議案第41号長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について、長岡西部保育所は、昭和50年に建築され、老朽化が進んでいることから、これを建て替えるものであります。

建て替え後の建物の概要といたしましては、延べ床面積が約1,270平方メートル、鉄骨造2階建てであります。

本施設の工事請負契約の締結に関して、令和3年3月1日に一般競争入札を実施した結果、株式会社ニシトミが4億5,351万9,000円（消費税含む。）で落札しましたので、同社と契約することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年南国市条例第4号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

裏面に入札の状況を添付していますので、御参照ください。

議案第42号調停について、高知家庭裁判所に調停の申立てをしております本案件につきまして、同裁判所から提示された調停条項案により調停を成立させたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ

御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） これにて提案理由の説明は終わりました。

＊

#### 一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） おはようございます。議席番号3番の西山明彦でございます。

令和2年度の最後の定例会でトップバッターの一般質問となりました。令和2年度は、2020東京オリンピック・パラリンピックが延期されたように、新型コロナウイルスに翻弄された1年となりました。この新型コロナウイルス感染症によって生活が一変し、各行事の中止が多く、南国市でも今年に入って成人式典も中止されました。今年に入って再発出されました非常事態宣言は、首都圏1都3県がさらに2週間延期されたようになりましたが、他の地域は解除されております。けれども、町への人の出が決して減っているわけではなく、リバウンドが心配されております。

高知県では、2月19日から11日連続で新たな感染確認がなかったということで、県は3月に入って対応レベルを最も低い感染観察に下げましたが、高知市の高齢者施設でクラスターが発生したため、再度注意に引き上げられました。一定落ち着いてきているとも思いますけれども、決して油断することなく、感染予防の徹底が引き続き求められております。

ところで、あさっての3月11日で東日本大震災から10年が経過します。当日は、市長、議長が姉妹都市・岩沼市の追悼式に参列されるということで、南国市に住む私たちもこの教訓に学び、南海トラフ地震、また近年多発する豪雨災害などの災害の備えを万全にしていかなければならないと思っております。このような状況の中で一般質問をさせていただきますけれども、これに関連する内容も含めて、令和3年度がコロナ禍を乗り切ることができる年にしたいと願いながら、質問に移らせていただきます。

私が通告させていただいた質問は、1、市長の政治姿勢、2、新型コロナウイルス対策、3、環境行政、4、防災対策の4項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁をよろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についての1点目、令和3年度予算について質問させていただきます。

令和3年度予算の資料を見せていただくと、新型コロナの影響により市税収入が3億

7,000万円近くの減収となっております。交付税は横ばいということで、基金の取崩しが多くなっているという状況です。一方で地方債については、一般会計で今年度と来年度令和3年度の2年間で約62億円増加すると。これは、いわゆる大型プロジェクト事業の推進によるものですが、地方債残高が令和3年度末には260億円近くに達する、単年度一般会計予算を上回る額となります。そして、令和3年度予算における公債費は20.3億円、予算全体の8.3%を占める。その一方で投資的経費は15.3%と、予算の硬直が進んでおります。この地方債残高の中身を見ると、突出しているのはやはり土木関係で、令和元年度末に38.6億円だったものが、令和3年度末には約87億円と、2年間で2倍以上になるところです。

ところで、もう一つ倍増しているのが民生関係ですけれども、これは令和3年度予算で5億円余りの市債を発行しますが、大半が長岡西部保育所の改築に充てるもので、市長が掲げられた子育て支援、ゼロ歳児保育の拡充に対する予算ということで、理解もできるころだと思っております。

それにしても、土木関係へのかなり偏った予算編成による将来への財政負担を大変危惧しております。2期目への挑戦を表明された市長は、次の4年間も財政運営も担当されると、そういう決意だと思いますけれども、そのあたり、どのように捉えられているのか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在、都市再生整備事業、また土地区画整理事業、そして（仮称）日章工業団地関連の整備事業など、土木関係の大型事業が集中しているところでございますが、これらは将来的には税収の増加、また人口減少の抑制、就労の場の確保など、本市の発展に必要な事業であると考えております。この財源につきましても、国庫補助事業の活用や交付税措置のある起債の活用とともに、公債費への地域福祉基金等の充当などによりまして、今後の公債費負担の急激な上昇は避けられると考えておるところでございます。しかしながら、一定規模の負担は続くことから、大型事業につきましては今後慎重に検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 施政方針では、市債残高の増加による公債費負担の増加に対して経常経費の節減を図るということですが、一体どの部分を節減するのか、それほどの額になるとも思えませんけれども、具体的に市長のお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市民サービスの向上を図っていくためには、これまで同様経常経費とい

うものの無駄を省く努力というものが必要になってくるわけでございます。それにつきましては、課をまたがる事業の調整や事業の再構築ということも必要ですし、事務の効率化を図る努力を常に行うことによりまして時間外手当の縮減ということも取り組んでいかねばならないこととでございます。現在、大型プロジェクトの実施などによりまして職員数も増えてきたところとございまして、今後これらの事業が進捗することにより、事業の精査も行いながら、職員数の調整も考えていかねばならないと思っておりますとございまして、そちらの人件費の削減ということも考えないといけないということが大きなところで今後なっていくのではないかと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 私が12月議会で指摘させていただいた職員定数の適正化というようなことにも触れられましたけれども、いずれにしても億単位の財源確保につながるようなものじゃないかなというふうに感じております。

地方債残高が増加しただけでなく、令和3年度予算では12億円を超える基金の取崩しも行っております。その中で中央地域交流センター整備のために取り崩す地方福祉基金と文化会館建設基金の合計約6億5,000万円については、本来の基金の目的達成のためということで納得のするところですが、予算総額238億3,000万円の歳入は、市債が36億4,820万円、基金の繰入れが12億円余り、両方で全体の21%を占めており、市債の発行と基金の取崩しで何とか予算を組んだというような印象があります。

一方で、いただいた資料によると、歳出のうち投資的経費が15.3%、36億5,000万円ということで、公債費が増加して投資的経費が減少する傾向が今後ますます進むのではないかと思います。自由に使える予算が減って、様々な市民の要望に答えられなくなる、そういった状況に陥る可能性について、市長はどのように考えておられ、どう対処されるお考えなのか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 大型事業が続いておりますが、これはいずれも市民の要望をかなえ、市の発展につながる事業として、国庫補助事業で今実施しなくては、今後なかなかいつ実施できるか分からないということもあるということでございます。今実施しなければならないという意気込みで取り組んでいるところでございます。

それらの事業につきましては、今後公債費の増加にはなりますが、平成25年度に借り入れました津波避難タワーの償還が令和5年度に終了するというようになっております。それに代わ

りまして都市再生整備事業の本格的な償還が令和6年度以降ということになって、公債費自体、急激な増加にはつながらないとは想定しているところでございます。これまで同様、市民の皆様生活に直結する市道改良、また施設の長寿命化は行いつつ、当面新たな大型事業の取組につきましても控えていく必要もあるということも考えていかねばならないところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 市債の償還が、偶然というか、計算したのか分かりませんが、一度に重ならんということで急激な増加にはならないということで、市長も新たな大型事業はなかなか難しいという認識をされているところで、綱渡りの財政運営になってくるというようなことにはわかりないというふうに思います。経常経費が投資経費ばかりでなく、民生費などのへ配分も必要だというふうに思います。健全な財政運営をよろしくお願いします。

次に、地方創生について質問します。

南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度で2期目に入っております。今回は特に地域の活性化に向けての地域活動への支援についてお伺いします。

地方創生は、御存じのとおり、東京一極集中の是正と人口減少に歯止めをかけることを目的に進められており、総合戦略では雇用の創出と産業の振興、また結婚、妊娠、出産、子育てへの支援が中心となっておりますけれども、基本目標の最後の4項目めに、時代に合った地域づくりがあります。本市の総合戦略では、集落活動センターや自治活動団体についての目標設定がありますけれども、それを下支えする基礎的な地域組織となる自治会、町内会の活性化が大切だと思います。

全国市議会議長会の自治会、町内会に関する自治体へのアンケート調査によりますと、抱えている問題、課題については、役員の成り手不足、それから役員の高齢化、固定化、それに伴う活動の担い手不足による組織の維持などが多くの自治体から上げられております。一方で、市が自治会に依頼したり連携している業務については、行政からの非定期緊急配布物や回覧、道路、水路、街灯、ごみ集積所等の地区の要望の取次ぎ、河川、水路、公園等の美化、清掃、環境整備など、生活に密着した業務が上げられております。さらに今後重視したい業務については、地区の防災訓練や災害弱者の救護体制などの防災対策や地域防災、防犯の緊急連絡網などの情報伝達が多くなっております。

そこで質問ですけれども、本市においては自治会、町内会について、どのような課題があるとお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 自治会につきましては、平成28年度に市内の地域集会所の状況を把握するため、自治会に対して簡単なアンケートを実施をしております。アンケートでは、自治体の加入世帯数や会長の年齢また在職の年数、会の活動内容、集会所の有無、自治会の課題などにつきまして調査を実施をいたしました。

自治会からの課題といたしましては、役員の成り手不足、資金不足、行事への参加者の固定化などが上位に上げられているところがございます。特に最近では、世帯数の減少や自治会への加入率の低下によりまして、集会所の維持につきましても厳しい状況にあるというふうにお聞きをしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 全国調査の回答と同じようなところだと思いますけれども、では今後どのような業務について、自治会、町内会に期待をしておられますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 自治会と行政の関わりにつきましては、環境委員としてごみ集積所の管理やごみの分別、地区連絡員として市広報紙の配布や資料の回覧、また自主防災組織によりまして防災訓練の実施や備蓄品の確保等に協力して活動をいただいております。

本市の地域福祉計画では、自助、近助、共助、公助の連携、協働によりまして、地域で助け合い、支え合える仕組みを構築するというようにしております。自治会の役割は、この中で近助、共助に当たり、近い将来南海トラフ地震の発生が想定される中で、自治会を単位とする自主防災組織による防災対策、また高齢化が一段と進む中で独居高齢者の見守り活動など、自治会活動の重要性はますます高まってくるものというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 防災関係はまた後で質問しますが、似たようなところかなと思いますけれども、現在コロナの関係で各地区でほとんどの行事が中止されている。地域での人の集まれる機会が激減して、御近所の人と顔を合わせる機会も非常に少なくなっている。人と人とのコミュニケーションが減って、加えて外出しないということで近所付き合いも減って、ますますコミュニティーが希薄化されるということが心配されます。そういったことで地域活動が衰退を招くのではないかなという危惧もあります。

そこで質問ですが、地方創生の推進にとって地域活動の活発化は重要な課題だと思いますが、今日のコロナ禍で自粛を余儀なくされている地域活動に対して、市としてはどのよう

な支援が可能だとお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 新型コロナウイルス感染症の対策といたしましては、市立の公民館、体育館の使用について、昨年4月13日から5月24日まで使用中止とし、その後も施設利用やイベントの開催に際しましては、市から感染予防対策の徹底などについて啓発を行ってまいりました。

結果といたしまして、外出の自粛によりまして地域で集まる機会が減少し、また地域内の祭りやイベント等につきましても中止が相次ぐなど、地域活動に制限が生じているところでございます。この状況は今後も続くものと見込まれますので、今、市として支援できることは、地域の皆様に対して感染予防対策として新しい生活様式の徹底など、必要な情報を的確に伝え、安心して地域活動を続けることができる環境を整えることが重要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） あまり期待できるような答弁じゃなかったかなというふうに感じました。では、市長にお伺いします。

自治会が抱える最大の悩みである後継者不足とコミュニティーの希薄化にどう取り組んでいくのか、市長は2期目に向けて、地域活動への支援について何か秘策をお持ちなのか、具体的な市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 地域活動の支援につきましては、これまでも公民館活動や自治活動団体の活動を通じまして支援を行ってきたところでございます。また、自治会などを基礎とする自主防災組織の活動、介護予防事業など、そういったことで地域活動団体への活動支援を行ってきております。

しかしながら、地域活動を支えている担い手不足によりまして、今後の活動維持に支障が生じつつある現状も把握しているところであります。自治会の活動も含め、地域内におきましては運動会をはじめとする親睦活動、防災、健康づくり、介護予防など、多岐にわたる活動が行われているところでございます。これらへの活動の支援としましては、これまで地域支援員によりまして、地区内の各種地域団体の活動内容や課題につきましてもヒアリング調査、地域活動に関する住民アンケートを実施するなど、地域内団体の活動を見える化する、また地域活動に対する意識やニーズの把握について支援を行っているところであります。このことによりまし

て、地域団体間の連携を促進するとともに、地域の課題を抽出して、共に課題解決に向け、取り組んでおります。また、集落内のコミュニティーの拠点としまして、地域集会所の整備や修繕につきましても助成を行ってきたところであります。

今後におきましても、地域活動を支える自治会の支援につきまして、感染症対策、地域内での課題解決に向けた活動につきまして、地域支援員の充実などにより支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） あまり具体的な内容ではなかったかのような気がしますけれども、地域に元気があってこそ市政発展になりますので、地域の声をよく聞いて、市政に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、2項目めの新型コロナウイルス対策について質問させていただきます。

まず、ワクチン接種についてでございます。

既に3月17日から、同意を得た医療従事者から順次接種が始まっております。当初は3月下旬から高齢者への接種が始まると言われてましたけれども、最終的には4月12日からということと準備が進められていると思います。しかしながら、ワクチンの供給量が明確でないため、現実の日程は不透明な状態で、現場の市町村での準備は本当に混迷しているのではないかと思います。市町村ではいづれだけのワクチンが回ってくるのか、それに対応する医師や看護師などのスタッフ、また会場、そういった確保、また対象者への通知などの細かな事前の準備が必要ですが、その準備作業は大変な負担となっていると思います。

そんな中で、高知市は3月1日にコールセンターを開設したということです。では、南国市はどうなのでしょう。国や県から随時説明もされていると思いますが、南国市でどのような準備がされているのか、一つ一つお伺いしていきますので、答弁をよろしくお願いします。

まず、接種会場ですけれども、4月24日から市立スポーツセンターで土日に集団接種をするということを考えておられると伺っておりますが、その他の会場についてはどのような検討がされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 現在のところ、高齢者向け優先接種を4月下旬から南国市立スポーツセンターのメインアリーナとサブアリーナで9月末まで、土曜日、日曜日の両日実施予定です。その他の会場につきましては、10月から保健福祉センターで土曜日、日曜日に集団接種を実施する予定です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 具体的に高齢者から接種が始まりますけれども、南国市には1万4,000人を超える65歳以上の高齢者がいらっしゃいます。その方々の何割が接種を希望するかによって、接種自体のスケジュールも変わってくると思います。そのあたりをどう予測して計画を立てられているのか、いつくらいまでに終わらせるのか、1回目、2回目の接種の時期も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 全体のワクチン接種体制の構築につきましては、国は当初、国民の接種を9月末までに終わらせること、高齢者については開始から2か月をめでに終了することを目標にしておりましたので、そのスケジュールに従い、実施計画を作成しております。

一般的に人口の6割から7割が免疫を持つと集団免疫ができると言われておりますので、高齢者の集団接種での接種率を60%と想定し、スポーツセンターを最大限に利用して接種できる人数を計算し、接種開始から約6週間後、5月末で目標人数を達成できるように計算しております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 1万4,000人の6割というと八千四、五百人で、2回接種するとなると1万7,000回となりますけれども、これを6週で、しかも土日だけと。1日に計算したら1,400人、1時間当たり200人近くということになってきます。計算をされてということでしたので、十分に計算されたということだと思っております。

高齢者の後に全市民が対象になるんだと思いますけれども、施政方針では9月末までとなっておりますけれども、実際現時点でいつくらいまでかかると見込んでおられるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 高齢者の次の接種順位としては16歳以上64歳以下の方で、その中でも基礎疾患のある方が優先となっております。現在承認されておりますファイザー社のワクチンについては16歳以上が薬事承認の対象となっておりますので、現在のところ15歳以下の方の接種を実施する予定は国においてございません。16歳から64歳までの方、約2万5,000人については集団接種での接種率を50%と見込んでおり、5月末以降、接種券が発送されましたら、スポーツセンターを最大限に利用して接種する人数を計算し、9月末をめでに目標人数を達成して終わらせるという予定です。

集団接種での接種率を高年齢者より低く設定している理由は、現在承認申請中のアストラゼネカ社のワクチンは冷蔵で保管が可能なため、承認されますと医療機関での接種が容易になり、個別接種により接種率が上がるものと考えているためです。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） かなりハードなスケジュールになるとは思いますけれども、計画どおり進むことを願っております。

次に、市民への周知はどのようにするのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 現在市のホームページに、南国市のワクチン接種実施の概要について掲載しております。その中の関連ホームページには、厚生労働省のホームページの新型コロナワクチンについてがリンクされておりますので、ワクチンの特徴、副反応、また接種の国のスケジュールなど、詳しい情報がお読みいただけると思います。

4月号の広報紙にもワクチン接種実施の概要を掲載する予定です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ホームページ、それから4月号の広報を見させていただきたいと思いません。

次に、接種に際してはどのような手順で進められるのか、対象者への通知、本人の申込み、接種日時の通知など、接種に向けての手續について、また接種会場での手續については受付から問診などもあると思はますけれども、市民が実際に接種に至るまでの手續、手順について、教えていただきたいと思はます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） まずは、高齢者の方に4月上旬から順次接種クーポン券を発送します。その中には接種までの流れを書いたチラシも同封しておりますので、そちらを参考にしながら予約していただくことになります。

流れとしましては、4月上旬に開設する南国市コロナワクチン予約受付センターへ電話で申し込んでいただき、当日会場で1回目の接種を受けます。1回目の接種から20日の間隔を置いて2回目の接種が必要ですので、1回目の接種後、2回目の接種を予約受付センターに申し込んでいただき、2回目の接種を受けるという流れになっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 接種会場でのお答えがございましたけれども、会場で案内がある

と思いますので構いません。

4月上旬に予約受付センター、これコールセンターのようなものかなと思いますけども、それを開設するというので、高齢者の方はなかなか分かりにくいですので、そういったところで対応していただけるのかなと思います。

では、実際の接種に向けて、スタッフ、特に医療従事者、医師、看護師の確保はできているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 医師、看護師等の確保につきましては、土佐長岡郡医師会とJ A高知病院に協力依頼をし、了承を得ております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 分かりました。

一番心配なのは、今お答えいただいたような予定どおりにワクチンの供給がされるかということだと思います。そのあたり確認はできているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） コロナワクチン接種体制の構築について一番難しいところは、いつどのくらいの量のワクチンが本市に配分されるのかという情報が目まぐるしく変わるところにあります。現在のところ、国からの通知によりますと、4月26日の週には全市町村にワクチンが1箱ずつ配送される予定になっております。これは975回分の接種に当たります。しかし、2回目の接種分を保管しておくことが必要なため、実際には1回約500人弱しか接種できません。それ以前の週にも各都道府県に10箱ずつ配送される予定になっておりますが、市町村への配分についてはめどが立っておりません。市としましては、4月末に配送されるワクチンで接種を開始できるように準備を進めているところです。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 1回に500人ということで、先ほど計算したら1日2,400人ということで、5月末までに終わるのかなというような感じですがけれども、いかんせんワクチンの供給については市ではどうすることもできませんので、仕方がないかなと思いますけれども、早く届くことを願うところです。

高知市は、3月下旬に予定していた接種券の発送が4月下旬以降にずれ込むという高知新聞の記事を読みました。4月第4週までに高知県に届くワクチンが1万725人分しかないようで、南国市も計画の見直しが必要になってくるのかなというふうに感じております。一通り準備に

ついでに質問をさせていただきましたけれども、もう少し掘り下げて質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンについては、その安全性についてまだまだ十分な検証がされているわけではなく、先行して始まった医療従事者へのワクチン接種で得られた副反応などの検証もあまり伝わってこない。3人ぐらい、何かあったというようなこともありますけれど、服薬で回復しているというようなことを聞いております。市民への周知については、副反応などの効果と危険性も合わせて周知しなければならないんじゃないかなと思います。

そこで、副反応が起きた場合に即対応できるように、病院施設でのワクチン接種が望ましいという話を聞いたことがあります。南国市には、高知大学医学部附属病院やJ A高知病院があります。これらの病院については、素人考えなんですけど、病院の建物内でなくても、例えば駐車場にプレハブを設置するなど、接種会場にすることは可能じゃないかなというふうに思います。

そこでお伺いしますが、医大病院やJ A病院でのワクチン接種はできないのか、検討あるいは相談されたことがありますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 高知大学医学部附属病院につきましては、南国市にある病院ではありますが国の病院ということで、県下の接種に広域で対応できるように県と調整中だとお聞きしております。

J A高知病院につきましては、1階にあるコミュニティーホールでの集団接種の可能性を相談させていただきましたが、話し合いをする中で、会場の広さが市の必要としている広さに足りないこと、長期間にわたって病院の施設を借り上げることはできないこと、また不特定多数の接種者が出入りすることで通常診療への影響も考慮しまして、適当ではないと判断いたしました。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 市長にお伺いしますが、せっかく大学病院や公的病院が南国市内に立地している、J A高知病院については本市の公的病院という位置づけで市費も投入されております。市長として、これらの病院にワクチンの集団接種会場について要請する考えはないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 病院施設の使用につきましては、土橋所長の答弁したとおり、施設的な状況、物理的な問題もあるというところもございます。

また、J A高知病院につきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う入院協力医療機関として、南国市はもとより高知市、香南市、香美市などから医療センターに次ぐ多くの患者を受け入れていただいているところであります。加えまして帰国者・接触者外来としてのPCR検査対応や救急・小児患者で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の受入れなど、新型コロナに係る対応を幅広くしていただいております。そこへさらにワクチン接種会場の要請となりますと、病院側にかなりの負担がかかると考えられます。

一方で、スポーツセンターでの集団接種に当たりましては、最大11診での対応を考えているところでございまして、相当数の医師及び看護師の派遣協力が必要になりますが、これに対しましてJ A高知病院の都築院長からは、公的病院として最大限の人的支援の協力をすると言っておりますので、まずはそちらへの協力をお願いしたいところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） なかなか両病院とも広域の対応をされていて、それからしてもかなり負担がいつているということで大変だと、医療従事者の方々は本当に日夜苦勞されておって、感謝に堪えないところです。あまり無理を言えないというところも十分承知しております。

ワクチンの供給状況に翻弄されて、保健福祉センター所長が言われていたかかりつけ医などの診療所での個別接種、こういったことが始まれば、また変わってくるのかなというふうにも期待するところです。

いずれにしましても、副反応も含めて正しい情報を市民に知らせた上でワクチン接種がスムーズに進むように、日々情報が流れてきて大変だと思いますけれども、準備をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策の2点目、経済的支援について質問します。

まず、事業者への支援についてですけれども、新たに南国市事業者緊急支援金を創設して支援されておりますけれども、今回の支援制度については申請状況はどうなっておるでしょうか。前回の持続化給付金と比較しながらお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） まず、持続化給付金ですが、6月下旬から1月までの7か月余りの申請受付で、農林水産事業者を除く申請数は約620件となっており、月別の申請状況では受付開始時、また申請期限であった1月がほかの月と比べて多くなっています。

緊急支援金につきましては、2月1日から3月末までの受付となりますが、2月末までの1

か月で約100件の申請が提出されています。持続化給付金の申請実績を考えると、3月にも多くの事業者に申請していただけるのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） まず、前回の南国市持続化支援給付金では、農業者等の1次産業も含めて20%以上の影響を受けた事業者を対象とした支援としていたこと、また対象とする期間を12月までと延長したこともありまして、農林水産業の方としましては213名の方が申請をされ、支援を受けられております。

現在の南国市事業者緊急支援金につきましては、50%以上の影響を受けた方を対象とさせていただきますが、農林水産業の方につきましては、それでも現在までに80名の申請がございました。そして、多くの品目の生産者から申請がございましたが、高値が期待されていた年末年始の時期に、市場価格の下落にまでつながる大きな影響があったシシトウの生産者が全体の67.5%を占める54名となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 前の持続化給付金について合計で833件になりますか、施政方針にもありましたけれども。それと、現在の申請中の緊急支援金も、既に商工が100件、農林が80件ということで、合計180件と多くの方が活用されておまして、有効な支援制度であるというふうに思います。

では、商工観光課長にお伺いしますが、このコロナ禍で閉店に追い込まれた店もかなりあるのではないかなと思います。南国市内での閉店や休業に追い込まれた飲食店の店舗数、また関連産業を含めたその他の事業所の廃業数などを把握されていらっしゃるでしょうか。もし把握されていらっしゃれば、その件数を教えてください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 休業、廃業の状況について、全体の状況を把握できるものではありませんが、税務課への法人異動届で確認をすると、コロナの影響が出始めた令和2年3月から令和3年1月までに休業、解散、廃止となった法人の数が約30で、コロナの影響前の数値と比較して増加しているという状況ではないようで、その理由につきましては、コロナの影響であるかどうかということとは明確には分かりません。

また、商工会員における令和2年3月から令和3年2月までの廃業件数は11件で、コロナの影響での廃業は1件とお聞きしております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 理由が分からんような状況の中で、商工会の会員がコロナでの廃業は1件ということで、少ないなというふうに思います。支援金の効果が出てるのかということですが、しかしながら現在の事業者への支援制度は、あくまでも事業継続が条件で、活用できなかったというようなこともあるのではないかなと思います。そういった方々の生活はどうなったのか、そして何よりも廃業には至らなかったけれども、売上げの減少などによって従業員を減らした、そこで働いていた方々の生活はどうなったのか、そういったことで次の市民への生活支援に質問を移らせていただきます。

現在、社会福祉協議会において生活福祉資金の特例貸付けがありますが、貸付期間が原則3か月ということです。コロナ感染が長引き、既にもう1年を超えている状況で、貸付期間が3か月というのは非常に短期間、すぐには返済のめどが立たないばかりか、生活状況が改善される見込みも少ないのではないかなと感じます。

警察署の資料ですけれども、昨年令和2年の自殺者数が全国で2万919人、11年ぶりに増加したということです。因果関係は分かりませんが、コロナ感染の拡大によって、経済的、精神的に追い詰められたのが要因の一つになってるのかなとも思ったりします。まだまだ当分の間、コロナによる経済への悪影響は続くと思われま。

そこで、福祉事務所長にお伺いしますが、市が直接貸し付けしているわけではないのですけれども、社会福祉協議会の貸付金は、2人以上の世帯では月20万円以内の貸付けということで、最大何回貸付けを受けることができ、実際に利用した方がどのくらいいて、返済は可能なのかなと、把握している状況についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 総合支援資金につきましては、当初複数人世帯の場合、緊急小口資金20万円1回と総合支援資金1か月当たり20万円を3か月間の貸付けが可能でした。総合支援資金につきましては、貸付期間の3か月の再延長や、また令和3年3月末までに貸付けが終了した世帯については再貸付けが3か月利用できることとなったため、最高で200万円までの貸付けが可能となっております。

利用人数につきましては、緊急小口資金につきましては388名、総合支援資金は218名、うち延長された方が115名、そうしまして3回目の再貸付けを受けられた方が22名となっております。

また、返済につきましては、借受けの1年後から返済が開始となります。また、10年間で返済することとなっておりますが、なお返済開始時に所得の減少が続く住民税非課税世帯であれ

ば償還免除の対象となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 小口が388人、総合貸付けが218人、合計で600人を超える方が利用されているということで、本当に日々の生活に困っている方が多くいるということだと思います。償還免除も最終的にあるというようなことでしたけれども、その他に新型コロナウイルス感染症に関する国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの減免や徴収猶予がありますが、それぞれの担当課長にお伺いします。

実際に減免や徴収猶予の申請をされた方がどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 税務課での新型コロナウイルス感染症関連の減免件数につきまして、国保税の2月末での申請件数は57件です。令和3年度の固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入の減少した中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に対して、課税標準を2分の1またはゼロとする軽減措置があります。この申請件数は117件です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方に対する徴収猶予の特例につきまして、2月末での申請件数は平成31年度課税分が2件で、2件とも国保税です。令和2年度課税分は45件で、内訳は個人住民税15件、法人市民税4件、固定資産税18件、軽自動車税1件、国保税7件です。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 長寿支援課では新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等の後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免申請を受け付けております。3月5日現在の減免申請状況は、令和元年度分、令和2年度分を合わせて後期高齢者医療保険料は8人、15件、介護保険料は25人、47件となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 市民課の窓口におきましては、国民年金保険料の減免申請の受付を行っております。

国民年金保険料につきましては、社会保険事務所の窓口でも受け付けておりますので、市民課の窓口で受付を行った件数をお答えいたします。

令和元年度分につきまして4件、2年度分につきまして14件です。

○議長（土居恒夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 新型コロナウイルス感染症に伴う対策として、上下水道局は新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料の支払いが一時的に困難となった場合は、納期限の猶予の相談をお受けしております。令和3年3月8日現在の納期限の猶予についての状況は、相談を受けた件数は4件、猶予の申請を受けた件数はゼロ件でございます。なお、市民の方への周知につきましては、ホームページに掲載しております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） それぞれ御答弁ありがとうございました。

私が思っていたより意外と少ないかなというふうな感じですが、やはりコロナの影響を受けて経済的支援が必要な方がいるということは確かです。そういった意味でもこれまでの具体的な経済的支援、特に給付という面では、事業者への持続化給付金、あるいは家賃補助などがありましたけれども、全体的に事業者支援が中心で、個々の市民全体に対しては貸付制度はありますけれども、給付はというとせいぜいプレミアム商品券くらいかなと思います。事業者ばかりでなく、そこで働いていた方々の減収は余儀なくされているわけです。

では、今後市として、市民にどのような生活支援策を考えているのか。市長は、施政方針で未曾有の難局に際し、市民の皆様への命と健康を守り抜き、必ずや感染症を克服する決意のもと、私自身日常を取り戻す闘いの先頭に立ち、皆様と心を一に対策に取り組んでまいりますと、力強く宣言されました。最後のセーフティーネット、生活保護に陥らせないために、市民への経済的・生活支援の拡充として、例えば、所得制限を設けるか否かは議論の余地がありますが、1人当たり1万円でも2万円でも3万円でも構いませんけれども、市独自の給付金制度を創設してはどうかなと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市独自の給付という考え方もあろうと思いますが、そこには大きな財源が必要になってもまいります。4万7,000人いるということでは、1人1万円で4億7,000万円ということになりまして、その財源を構えなければならないということを考えなければなりません。今のところ国の第3次の交付金残額は今1億円ということございまして、あとどのぐらい市としてそれに一般財源をつぎ込めるかということも考える必要が出てまいります。そういった中では、なかなか1万円、2万円、3万円ということになりますと、3万円となりますと14億円ということになりまして、その財源確保という面で国の追加の交付金等があれば、またその対策も考えることができるかもしれませんが、ちょっと今の段階ではそれをするだけの財源は困難であると思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） もう一回、市長に伺いますけれども、今世界を襲っているのは新型コロナ感染という非常事態だと思います。国も大きな財政出動を余儀なくされている状況です。災害と違って目に見えませんが、大災害だというふうに思います。国の交付金ばかりを当てにして、市費はあまり手をつけたくないという、そういう状況ではないと思います。

ちょっと余談かもしれませんが、高知市は来年度予算で財政調整基金と減債基金を取り崩して、両方の合計が1,000万円で底をついたという高知新聞の記事を読みました。他市のことで、これはちょっと異常だと思いますけれども、本市はこの2つの基金の令和2年度末の残高が合計で29億3,000万円余りあります。この非常事態だからこそ、もう少し市費を投入してもよいのではないかなど。今は大型事業の推進よりも、市長が施政方針で言われております、市民の命と健康を守り抜く、その決意を実践で示すときではないかなと思います。再度お伺いしますけれども、一律全員にとまでは言いませんが、とにかく市民個々への目に見える形での経済的支援を検討していただくようと思いますが、どうでしょう。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 議員のおっしゃられる、その思いということはよく理解するところでございまして、私としましては大変生活に苦しむ方々の御支援を何とかしたいという思いはございます。昨年度は、財政調整基金を使つての支援ということも行つたところでございまして、そういったどのくらい活用ができるのかということも視野に入れながら、どのような施策が効果的であるかということも考え、知恵を絞りながら、今後検討したいと思つています。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 施政方針で述べられた市民と心をつなげて、検討していただくようによろしく願いいたします。

次に、3項目めの環境行政について質問します。

まず、ごみの減量化についてであります。

今年度は新型コロナの感染予防によって、いわゆる巣籠もりで自宅で過ごすことが多く、家庭から出されるごみが増えて、事業所からのごみが減つたのではないかなと思つたけれども、トータル市全体ではそれほど大きな変動はないようですけれども、実際どのような状況でしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本年度1月までのごみの総収集量でございますが、約1万910トンでございます。前年度の同じ期間と比較いたしますと約3%減少しております、大きな変動はございません。

なお、南国市一般廃棄物最終処分場へ持ち込まれている家庭の粗大ごみにつきましては、前年度の同じ期間と比べて約36%増加しております、これが議員おっしゃられました、いわゆる巣籠もりの影響と思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 巣籠もりで断捨離をしてるとのことかなと。

ごみの搬出については、分別による可燃ごみの減量化など、環境に優しいごみ処理方法が行われております。施政方針には、廃棄物関係につきましてはごみの減量、資源化の促進に向け、市民の皆様への広報紙等での周知など、引き続き分別収集の普及啓発に努めてまいりますとあります。

では、ごみの減量化に向けて、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 広報紙等での啓発以外の具体的な取組といたしましては、家庭から出る生ごみの減量及び再資源化を促進するための生ごみ処理機具購入費補助事業がございます。また、ごみ問題への関心を高めるため、ごみ処理施設の視察研修を定期的に行っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 生ごみ処理機具っていうのがどういうものか、ちょっとよく分かりませんが、私の認識不足かもしれませんが、最近ごみの減量化についての啓発活動が非常に弱くなってるとは感じないかなと感じております。以前は生ごみの減量化として、水分を減らすために水気を絞る、何とか棒というものの普及に取り組んでた時期もありました。市民からアイデアを募集するのもよいのではないかなと思います。改めて市民への啓発に取り組むとともに、減量化に向けた取組を行っていただきたいと思います。

次に、ごみステーションの設置について質問します。

市街化区域では、宅地造成や集合住宅の建築が進んでおります。ごみステーションの設置の基準が20世帯と聞いておりますけれども、一気に十数世帯、20軒近くが入居できるような集合住宅ができて、そこに入居の方がごみを出せば、途端に現在のごみステーションにはごみが入り切らなくなって、ステーションからごみがあふれ出す。それは住んでいる方も非常に困りますし、管理している地元の環境委員さんの負担にもなるということです。新たなごみステー

ションを設置するとなると、どこにするか適地も探さないかん、周辺の方々に説明もせないかん、そして地権者の了解を得る、さらに環境委員さんの負担がかかってくると。

そこで、環境課長にお伺いしますけれども、宅地造成をして団地化を進める開発業者、あるいは集合住宅を建築する事業者、これに対して、その団地内や敷地内にごみステーションの設置を最初から計画に入れるように協力要請はできないか、法的な根拠がないので義務化は難しいかもしれませんが、行政として協力要請という形でお願いすることはできないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 現在も宅地の開発事業者や集合住宅の建築事業者からごみステーションについて事前に相談があった場合、環境委員さんを通じて地元の既存ステーションを使用できないか協議していただき、できない場合は敷地内に専用のステーションを設置することを検討していただくように、事業者にお願いという形で行っております。

また、義務化につきましては、議員おっしゃられましたとおり、法的根拠がないために困難であると思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） じゃあ角度を変えて、都市整備課長にお伺いします。

集合住宅なら建築確認の際に、また住宅団地の造成・開発のときなら開発の相談・申請の際に把握できると思います。その際にチェックして、協力依頼をすとか、環境課につなぐとかということはできないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 周辺住民とのトラブルを防止するため、開発事業者から分譲宅地等の相談や申請があった際には、開発事業者に対しましてごみステーションの設置の有無や設置場所等につきまして、環境課と事前に相談するように助言を行っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 実際に十数世帯入るようなところでごみ施設が設置されていない場所もあるわけで、地元で困っているという状況もあります。

いずれにしましても、転入などによって人口が増えることは市にとって喜ばしいことですが、そこに住んでいる住民にとっては、単純に人口が増えるということで喜んでばかりいられない現実があります。市町村によってごみ出しの方法は異なっておりまして、ごみステーションを見れば、指定ごみ袋以外でごみを出してる場合、あるいは分別を間違えて出している

場合など、よく見かける光景です。収集されずに残されたごみの処理は、環境委員さんの負担となってくるのです。

高知市は、ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱を制定しています。これは可燃ごみの場合なら、おおむね20世帯以上の場合に設置することができるとして、設置の届出制になっております。そして、設置及び管理は自治会、町内会、それに代わる組織が行うことになっており、ごみを出す側の責任を重視してるというものです。けれども、生活をすれば、ごみは必ず出てきます。住みやすい町にするためには、行政がもっと力を入れて責任を持つべきではないかなというふうに思います。

そこで、市長にお伺いしますが、人口減少に歯止めをかけるために、中心市街地の活性化を重点施策に上げて、大型プロジェクト事業にも取り組まれておりますけれども、人口増に向けては同時に住環境の整備をすることも重要であると思います。ごみの問題は、まさに日々の暮らしに直結している問題です。町の美化などにとっても重要な問題、そういったごみの課題を少しでも改善するために、ごみステーションの設置について、条例なり、規則なりを制定して、開発業者にも一定の負担をお願いすることはできないか、市長の所見をお伺いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） ごみは日々の暮らしで必ず出てくるものでございまして、非常に生活の上では重要な問題であると認識しておりますが、先ほど環境課長も申したとおり、条例等で義務化というのは困難であると思っております。ですので、引き続き開発業者とは地元と十分に協議をしていただきまして、既存ステーションができない場合は別に専用ステーションを設置していただくよう、お願いをしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 環境課長の答弁を聞いても、今の市長の答弁を聞いても、業者に地元と協議するようにお願いするというような感じで、任せているというような印象です。

私が言いたいのは、地元と業者のほうに任せるのではなくて、市が間に入ってしっかりと調整をしてほしいということです。環境委員は市長から委嘱されて職務としての責任があるといってしまうとそれまでになってしまいますけれども、せめてこういった場合のごみステーションの設置については、事業者、地権者、いろんな協力が必要ですが、地元との調整に入ってくださいように再度お願いして、この質問は終わりにします。

最後に、4項目めの防災対策についてです。

その前に、2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震によって被災された方々に対

しまして、心からお見舞いを申し上げます。本市の姉妹都市である岩沼市でも震度6弱の大きな揺れが観測されましたけれども、幸い大きな被害も出ていないと伺っております。最近では豊後水道や紀伊半島沖でも地震が多発しており、本当にいつ南海トラフ地震が発生してもおかしくない状況だと思います。

そこで、災害発生時の避難について、特に要配慮者の避難について質問したいと思います。

災害発生時の特に南海トラフ地震発生時における避難についてですけれども、とりわけ体の不自由な方など、いわゆる要配慮者の避難についてですけれども、ここでは避難行動要支援者というほうが適切かなとも思いますけれども、南海トラフ地震が発生した場合に、まず揺れに対する対応、それから沿岸部では津波に対する対応が必要です。その際に、特に体の不自由な方々の避難は実際にどうすればよいのか、在宅での要介護者や認知症の方などの避難はどうすればよいのか、御本人も御家族も大変心配されていると思います。

2月に、令和2年12月改訂の県の「南海トラフ地震に備えちよき」家庭保存版というのが配布されました。その中に一般避難所での要配慮者対応についてや福祉避難者についてが記載されておりました。それを拝見させていただきましたが、避難生活について書かれておりましたけれども、実際に要配慮者がどうしたら避難できるのかということについてはよく分からないのが私の感想です。

そこでまず、避難所についてお伺いしますが、福祉避難所というのはどういう方々が避難するためのものか、改めて基本的な位置づけについて、福祉事務所長、よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉避難所ですけれども、災害発生後、一般的な避難所では生活に支障がある方々、そういう方々を対象に特別な配慮がされた施設を福祉避難所として位置づけております。

福祉避難所の指定基準といたしましては、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方が円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談、または助言、その他支援を受けることができる体制が整備されていること、要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されていること、そういうふうな規定がされております。

災害発生後に、必要に応じまして福祉避難所指定施設の運営事業者に対しまして開設を要請することとなります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。それでは、南国市では現在福祉避難所は何か所

あって、収容人数はどのくらい確保されているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 現在南国市ですけれども、福祉避難所指定の施設は本市と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております社会福祉法人11事業者の14施設がございます。また、香美、香南、大豊町とともに災害時における広域福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております4事業者6施設のうち、2施設が市内に、4施設が香美市内にございます。福祉避難所では、要配慮者とその家族等の介助者がともに避難することを想定しており、施設ごとに受入れ想定人数を示してはいただいておりますけれども、実際発災時の施設の被災状況等によりまして、その人数は大きく変わってまいります。発災後、協定先施設の状況を確認し、その受入れ可能人数に応じて福祉避難所開設を要請しまして、一般避難所での生活に支障がある方の避難に対応していくこととなります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 協定を締結していて、発災後に福祉避難所に指定するという事で収容人数は明確にならないというようなことで、誰もが一旦は一般の避難所に行くということだと理解しました。

昨年9月議会で、私は洪水ハザードマップに関連して災害弱者の避難について質問させていただいた際に、危機管理課長は要配慮者台帳を活用していただき、共助による避難行動を広げたいと、災害弱者の避難については共助頼みになるようなお答えでした。

大災害時の避難については、まず自分の命を守る、そのことが最優先ですけれども、共助というのは身内も含めて自分以外の人の命を守るということになります。非常にその現場では難しい判断が求められるということになると思います。けれども、避難弱者、災害弱者、要配慮者は、ほかの介助、支援がなければ避難することができません。菅首相の言われる自助では済まされない問題です。

ところが一方で現実の問題として、在宅介護の場合に御本人も御家族などの介助をされている方も、排便、排尿の世話が必要な場合に、においなどを心配して、避難所に行ったらほかの人に迷惑をかけてしまうと、そう考えている方も多いと思います。そういった方が安心して避難できる環境整備が必要ではないかと思えます。そのあたりについて、どう考えており、取り組まれていらっしゃるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 市が避難所として指定しております学校体育館、公民館、保育

所などは、基本的に寝泊まりや飲食などの生活をする場所として整備された建物ではございません。長期に避難が必要となる大規模災害を想定した場合、備蓄資機材等の整備を進めることにより、できるだけよりよい環境を整える必要があると考えております。

現在、市におきましては電動で自動的に汚物入れを密閉するトイレや、プライバシーを確保する間仕切りテント、要配慮者用の段ボールベッドなどを順次整備をしております。また、避難所での生活において重要となる電気につきましても、発電機だけでなく、発電機をつなぐと施設の照明やコンセントの使用が可能となる配電盤を設置するなど、少しでも安心して生活できる資機材の整備を進めております。

ただし、避難所環境には限界もございます。避難所での生活から次の生活、福祉避難所や仮設住宅への入居、自宅の再建などにいかに早くつなげるかということも重要でございます。また、大規模災害時には要配慮者の避難に関して市内のホテルと協定を締結しており、避難のできる体制も整えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 結論として、災害弱者、特に一人で避難することが困難な避難行動要支援者はどこへどうやって避難すればよいのかという問題があります。県の「備えちょき」では、地域で名簿を作成して個別計画を作るように書かれていますが、なかなか実際にはそうはいかないのではないかなというふうに思います。個々の家庭の状況などにもよりますけれども、今後の市の取組、計画について含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在本市におきまして避難行動要支援者を把握をいたしまして、その方の情報を台帳として整理をしております。要支援者に必要な支援は、大きく分けて自宅から避難所などへの避難行動の支援、そして避難所等での生活の支援がございます。特に大規模災害時の避難行動につきましては、家族も含めた共助をお願いするところでございます。そのために同意をいただいた方については、自主防災会や民生委員の皆様へ情報提供をしており、避難の際の手助けの体制を整えている状況です。

今後の課題につきましては、西山議員が御指摘の避難所での生活支援になります。介護が必要な方を専門家でない住民の方がどこまで支援できるのか、最低限必要な介助は何かなど、個別計画の一つとして個々の状況に応じた取組を作成し、地域へも情報提供をしていく必要がございます。

なお、先ほども答弁いたしましたように、特に避難行動要支援者につきましては、避難所で

の生活を可能な限り早期に解消するという対策も併せて必要になると考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 避難生活において体調を崩されるという話もよく聞くことで、本当にそういったところが心配される場所です。そういったところはなかなか解決できない難しい問題もあろうかと思えます。それは要配慮者だけではなく、誰もが抱える問題だと思います。危機管理課も、コロナ対策もありますし、昨日の高知新聞では防災の担当職員が非常に少ないというような記事もありました。少人数で頑張っておられますけれども、災害時には安心して避難することができるような環境の整備を今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） 一般質問をさせていただきますが、新型コロナウイルス対策については、先ほどの西山議員の質問、かなり重複したところがありまして、私が聞き損じたこととか、再確認のようなことをお聞きをしますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

ワクチンの接種の実務を担うのは、市、地方自治体ということになるんですけども、ワクチンの接種には多数の医師、看護師など医療関係者の協力が不可欠、そのとこに具体的には南国市医師会との話ができて、接種となってきたという話は聞きましたけれども、65歳以上の方が接種するのに一律千数百人の方を想定をしているという話でございましたが、これは具体的には医師とか看護師というのは、あのスポーツセンターにどれぐらいの人数で対応というようなことは大体分かっておりますか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 密を避けて、大体接種の間隔といいますか、密を避けての設置のモデルがございまして、それを計算しまして、サブアリーナで4診、メインアリーナで7診の最大で11診を想定しております。

医師会へは、J A高知病院へも医師1人、看護師1人のセットで協力をお願いしております。ですから、専門職といいますか、外から来ていただく方には、最大1時間は22人必要になります。あと、保健福祉センターの保健師等の専門職、看護師等の専門職がそれぞれに配置される予定になっております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 随分お医者さん、お忙しい中を土日、そういうことでやっ

ということで、最後にまた財政課長にもお願いをすることもございますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。ここで南国市で接種するワクチン、これファイザー社のワクチンだとか、今も何とか3社ほどのところを言われてますけれども、どのワクチンを今のところ使用するっというふうに考えておられますか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） ワクチンの使用については、市に選択肢があるわけではございません。日本では、現在ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社の3社の製薬会社からワクチンの供給を受けることに合意しております。ファイザー社のワクチンは、今年2月14日に日本で薬事承認され、4月以降の住民接種に使用される予定です。アストラゼネカ社のワクチンにつきましては、2月5日に承認申請が行われ、現在承認審査が行われているということです。また、モデルナ社のワクチンにつきましても、3月5日に承認申請がされております。

接種者はワクチンの選択ができるかという質問は……

（「次にします」と呼ぶ者あり）

分かりました。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ついでに言うてもろうてもよかったんですけど。

そういうことの話だと、なかなか自分はここの薬は嫌、ここにしたいとか、ワクチンをいうようなことはできないというふうにも想像したんですけども、実際そのように選択ができないということになりますか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 現在申しましたように、薬事承認の日がばらばらになる予定ですので、ワクチンによって供給量とか供給時期に違いができてきます。接種を受けたい時期に流通しているワクチンで接種をしていただくようになると思います。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） それで、私の身近なところからも相談を受けてますけれども、自宅で介護を受けている方がおまして、コロナにかかると大変だということで、接種を早く受けたというような話の中で、どのようにそのような方、寝たきりの方なんですけども、身体のほうで、その方はどのような接種方法というふうになるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 自宅で介護されている方というのは、家族の介助があっても集団接種会場に来られない方と考えますと、やはりかかりつけ医で個別接種が考えられます。現在のところ、市では個別接種をしていただける医療機関の調査はまだできておりません。ファイザー社のワクチンですと、供給量が安定しましたら個別接種の調整を行う予定です。また、アストラゼネカ社のワクチンは冷蔵で保管が可能なため、医療機関での接種が容易になると思いますので、薬事承認されましたら、個別接種ができやすくなると考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 一般的にはそういうことで理解をするんですが、この方は頸椎をやっ  
てまして、なかなか個別の医療機関へも行けないというような方でして、特別なケースです  
ので、そのような方の方法についてもまた検討していただきたいということをお願いをいたし  
ておきます。

スポーツセンターへの接種への便です。というのはどのような、自家用車がある方は自家用  
車で行かれると思うんですけども、ないような方もおられるし、あこは公共交通機関もないわ  
けで、どのようなことを考えられておりますか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 接種会場の設営、運営につきましては、長時間多くの  
スタッフが必要になるため、業者委託を予定しております。そういう交通の手段のない方につ  
きましては、送迎バス等の運行も接種会場運営の一環と考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） バスの交通網とか、いろいろなものがあろうと思うんです、各家まで  
なかなか行くこともできませんし。事情のある方、いろんな想定がされると思うんですけれ  
ども。タクシーは大変な時期でございますが、タクシー事業者の支援の一環として、タクシーの  
活用なども考えてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） まだ今のところ、大きな枠組みでの集団接種の構築中  
でして、市独自のタクシーの活用とまではちょっとよう手をつけておりませんが、将来的に  
高齢者の接種が一定を割りまして、その他の年齢層の中に高齢者が接種に参加されるよう  
な場合には、有効ではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） これから2回目のワクチン接種とか、有効期間にもよりますけれども、

もう継続的な接種体制というものもまた必要になってくるというふうに思うわけですが、このときにワクチン接種によって、市民の皆さんが感染が下がるというふうに思うて、予防がおろそかになってくるという心配があるんです。ワクチン接種での感染予防効果というのは、試験的にちょっとまだ分からないというようなことも言われておりまして、これでは接種後、重症患者をなくすとか、発症を抑えるというのがワクチンの効果だというようなことがよく言われております。

この間、高新の読書の紹介をしたページがありまして見ておりますと、リュック・ペリノという方が書かれた本の中にメアリー・マローンという女性がおって、この方はアイルランドの田舎で育った方でして、アメリカに移住をしたようです。1900年当時ですので、金持ちの家に住み込みで料理人として入ったと。2週間後、雇用者の家族が腸チフスにかかった。そのために職を失って、新たなところに行っただと。行ったところが、またそこな家族も腸チフスに襲われたと。ほんで、もう半年もたたずにそういうことが起こった。評判のよかったこのメアリーさんは、間もなく働き口が見つかっていく。行く先々で腸チフスが出たということで調べてみると、彼女自体が腸チフスの保菌者だった。これ当時すぐに隔離をされたようでして、結局亡くなった後に病理解剖をすると、胆のうに生きた腸チフス菌がたくさんおったというようなことが、この本の内容のようです。

新型コロナウイルスというのも、実は発症しなくて持っている者が感染を拡大をしていくというようなことが考えられるわけで、私は今の市の体制の中でちょっとこれを言うのも無理があるかとも思いますけれども、いつでも誰でもPCR検査が受けれる、このようなことをぜひ県や国にもしていただきたいということを、また機会あれば市のほうからもそのようなことをつなげていただきたいということをお願いをいたしたいというふうに思います。これについては答弁は要りません。

近頃といいますか、私もあちこち行って話をするのが好き、特に夜、話をするのが好きですけども、この状況の中で、人の考え方、意見を聞く機会がなかなかなくて、自分の考えていることと人が物を考えていることが少し違うのかなということも思うんですけども。市長に少しお伺いしますけれども、コロナウイルスの感染防止、またこれからどのようなことにこのことがなっていくのか、収束いうなものになったときの経済や社会の状況変化、このようなものも含めた市長の知見を少し伺いたい、いうふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 新型コロナにつきましては、ワクチン接種がすぐに始まりましてはな

なかそれが収束するという事にはならないと言われていたところでもございまして、数年必要ではないかという意見も聞くわけでありまして。そのような中で、やはり今地域の経済というのは飲食業、また観光業を中心に大きく打撃を受けているところでもございまして、今地域での生活という上では、やはりマスクをして、生活習慣も変わっているところでもございまして。そういったところで、今後も飲食業、観光業を中心とする影響というのは続いてくると思います。

また、全国的、世界的にも、人の動きというものがかなり制限される場所が出てきているところでもございまして、今後も続いていくというところがあると思っております。公共交通機関をはじめ、そういった業界にも非常に大きな影響を与えているところでもございまして。そういったところがすぐに戻っていくということにもなかなかかなりづらいのかなということ、新たなそういった産業の状況、コロナウイルス感染、ワクチンが普及した後の状況も影響がかなり偏ったような状況も続くと思っております。

そのような中で、やはり必要な生活支援と経済へのどのような施策が効果的かということをお考えながら、国にも要望し、市としても考えていく必要があると思っております。そこは市単独でなかなかそれを打開するような施策というのは難しいと思っておりますので、県を通じて国へも要望、また県へも要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 市長をお願いしておきたいのは、時を見てというか、市長から市民に対して、今のコロナの予防もいろんな感染防止も含めて、やっぱり市長から直接市民に語りかけていただきたい。時々、防災なんかの放送施設もございまして、いよいよこういう時期が来たとか、今この時期になお一層感染防止を気をつけてくださいとかいうようなことを、やっぱり生の声を少し私は届けていただきたい、ということをお願いいたします。非常にそういうのは市民がこれからの生活の仕方というものにも気をつけるものになるというふうにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、コロナ感染対策、予防ワクチン接種とかPCR検査の活用なども申し上げましたが、予防接種についても大変な医療機関、医師や看護師さんなどの協力も必要だということで、随分これには予算的措置も要すると思っておりますが、財政課長にも、市長にも、最後をお願いしておきますけれども、コロナ感染対策に伴う予算というものについては、何よりも優先をして計上していくようなことをお願いいたします。一言そのことについての答弁をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今の新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、当初予算にも計上しているところをごさいます、その感染防止と、感染を防ぐということで収束に向けた取組ということにつきましては、国、県、連携しながら対策を最優先で行ってまいりたいと思います。先ほど西山議員にも申し上げたところをごさいます、市の単独の施策というのはやはり限界があるところでもございまして、国、県の連携のもと最大の効果が得られるように最優先で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 次に、岡豊地区の洪水等緊急指定避難場所についての質問をいたします。

2月14日に、岡豊地区防災連合会が開催をされました。その席で岡豊地区の大雨洪水時の避難所として岡豊ふれあい館から岡豊小学校に変更された件について、その周知を含めて協議をしたわけです。岡豊地区防災連合会の組織者の中から、岡豊小学校を避難所とすることについて数々の意見が出されました。

そこで、お聞きをいたします。

避難所を岡豊ふれあい館から岡豊小学校に変更した理由をまずお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大雨洪水時における事前に開設する避難所として岡豊ふれあい館を岡豊小学校に変更したことにつきましては、令和元年度に高知県から公表された想定最大規模の降雨による浸水想定に基づいて行ったものでございます。

詳しくは、今回の想定により新たに家屋倒壊等氾濫想定区域が示されました。その区域内に立地する岡豊ふれあい館は、河岸浸食による建物崩壊のため、立ち退き避難が必要となる状況もあると想定されたことによるものです。この最大想定につきましては、想定雨量は'98豪雨同等であるものの、河口から166か所における決壊を想定するなど、大変厳しい条件が付与されております。この166か所全ての場所において堤防が決壊する確率は非常に低いとの報告も受けておりますけれども、新たな想定に対するハード面での対策が進んでいない現状では、事前に開設する避難所として適切でないとの判断から変更を行いました。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 防災会の意見の中には、岡豊小学校は避難所として避難後の安全はあるというふうには思われるけれども、地形上道路が冠水するなど、豪雨に備えた避難所としてはふさわしくない。また、小学校の避難場所として指定している多目的ホールについては、ト

イレの問題とか、空調設備も完備してない。トイレはあるにはあるが、何か子供用だというようなことを言ってまして、大人がそこに避難したときには十分でない、というようなこともあるわけですが、新たに指定をした岡豊小学校は避難施設として問題はないのかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 変更いたしました岡豊小学校におきましても、先ほど議員がおっしゃられたとおり、浸水想定区域内にあり、浸水後には孤立することも考えられますけれども、岡豊ふれあい館とは違い、建物崩壊の想定はなく垂直避難が可能であるため、現時点での安全を優先いたしました。

国分川の治水を考える中央東土木管内・豪雨に強い地域づくり推進会議におきまして、あくまで最大想定であることを踏まえ、最大想定における避難についての新たな基準づくりの検討を進めることを要請しております。その基準ができれば、岡豊ふれあい館を事前に開設する避難所として使用することも可能になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 岡豊小学校を避難所としたときにということで、具体的に岡豊地区防災会の新聞にも、全戸に配ったわけですが、その中に避難し無事だが、水が引くまで孤立化するところだと、それから2点目には避難時機を逸すると避難所にたどり着くことが困難になりやすい。これは地形上、低い位置に降ったときに水がたまるという、けど2階の多目的ホールは2階じゃ安全じゃと。けんど、避難はできんと。事前避難やったらですが、降りだいてからは難しいと。

それから、3番目には高齢者の単独による避難は時機を逃がすと冠水等によって移動が不可能、上げればほかにもいろいろあるようなことが指摘をされてるわけですが、先ほどの空調とかトイレのことも含めて、新たな避難をする、少し高いところから通路をつけるとか、北側のほうから、何かそんなようなことは考えられていますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難所の変更につきましては、想定が出たことによって現状の安全性を考えて変更したということになりますので、その点の話合いについて自主防災会などと今後話をして、より安全性が確保できる避難所といったものを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ちょっと元へ戻るんですけども、先ほどの答弁の中に、最大規模の洪水に対する事前避難場所として新たな基準づくりの検討が進められている、というようなことが答弁の中にございましたが、その基準はいつ頃できる予定でございますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほど答弁いたしましたとおり、中央東事務所管内の豪雨に強い地域づくり推進会議の中で、流域の市町村、県の河川課、高知地方気象台など関係機関が集まり、本年度中の策定を目指して地域の取組方針を現在検討中でございます。その策定した取組方針に基づき、次年度以降、より精度の高い気象状況やシミュレーションに基づいた避難基準づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） いずれにしても、新しい心配、懸念されることを解消することについても、基準づくりにしても、やはり少し時間がかかるように思うんです。しかし、災害は待つてはくれませんので、そのことも含めて、少しまた対応を、私のほうからもまた少し提案もいたしますけども、していただきたいということで。

皆さん、避難所に避難をする地区民、岡豊地区の方々への避難の際に、どういうときにここは危ないだとか、どういかに避難を岡豊の小学校ならしたらいいだとか、学校の施設についての、普通の公民館じゃありませんので、学校としての施設ですので、どういうことに注意をして避難施設としてそこを使わせてもらうなどとかいうような、いろいろなことを知っておく必要が私はあると思うんです。そのことについては、防災会とかいうようなところのものも関わることにはなろうと多少思うんですが、そこなところの市の関わり方、岡豊地区民の方へのそういう事前説明というか、周知という、そのようなことについてはどのようなことを考えておられますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在新しい想定が示された洪水浸水の想定されている地域におきまして、随時、洪水ハザードマップの学習会を開催しております。そのような機会を捉えて、基本的なハザードマップの見方、避難の在り方などを説明をしております。

岡豊地区におきまして、そういった学習の機会をつくりまして、大雨洪水時の避難所の開設の考え方を一緒に考え、また市の考え方なども説明していきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） よろしくお願いをしたいところですが、各地区に避難所を1か所というような市の考え方が基本的にはあるのかなということを思うんですけども、岡豊地区のことを少し考えていただければ、蒲原もありますので全てとは言いませんけども、国分川で二分をした地域なんです。ほんで、国分川の北と南で随分と条件が違って、ほとんど岡豊地区の南側というところは国分川の決壊とかで昔から、北側はそんなに決壊というのは小学校の辺だけなんですけども、浸水をするところから川をまたいで北へ行くとかいうのは少し、初歩中の初歩で考えにやいかんことがありますかと。避難所へ行くということは、安全性が担保されん限り、これは避難しませんから、皆さん、そんなことを考えたときに、岡豊の小学校とかふれあい館などにもこだわらない方法いうなこともあると私は思うんですが、それについて、市の考え方はいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大雨等の気象災害におきましては、突発的に発生する地震と違いまして、あらかじめ避難することが可能でございます。住民の皆様には、これまでも指定避難所のみならず、親類や知人宅への避難も含め、事前に避難先についての御検討をお願いしたいというふうにもお願いしてきたところでございます。

また、避難所におきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、お住まいの地区以外の避難所への避難も可能ということになっておりますので、先ほど岡豊地区で言いますと、国分川南の方は長岡西部の体育館といったところが避難場所としても開設をしておりますので、ぜひ地区外の避難所への使用といったことも考えていただきたいというところでございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

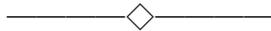
○10番（西川 潔） そのような避難場所への誘導ということについては、今まで市のほうからあまり大々的というか、そういうことをやってなかったというに私思うんです。西部の体育館もございましょうし、またほかのいろいろな施設もありましょうし、もう少し避難所としてふれあい館とか岡豊小学校が避難するときも十分に避難ができるようなことになるまでの間、その方法等についても少し周知というか、そういうものも考え方も含めてしていただきたいということをお願いをいたします。

以上で岡豊地区の避難所の件については……。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時50分 休憩



午後 1 時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。10番西川潔議員。

○10番（西川 潔） 3番目の質問ですが、毎度同じようなことを言うてすいませんが、市街化調整区域の規制緩和という点で質問をいたします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

平成29年5月に、市街化調整区域の新立地基準というものが公表され、新聞報道もされました。また、その5月案というのは、市民や私も議員にも説明があったわけですが、しかし、その示された新立地基準ではない後退をした基準で、この9月議会で出されまして、翌年の平成30年4月1日から南国市がその基準に基づいて許可をするというような運びになったわけですが、

そこで、少し後退をした規制緩和であったわけですがけれども、その規制緩和されたことによって、この2年間、どのような効果が見られたのか、どのようにそのことをまとめているのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 県から開発許可の権限移譲を受けてから2年が経過いたしましたので、本年度開発許可基準の規制緩和に関しまして、集落拠点周辺エリアの立地基準の緩和により地域コミュニティ機能の維持は図られたのかという点と、集落拠点周辺エリアの立地基準の緩和により居住誘導区域への集住が進まず、居住誘導区域から集落拠点周辺エリアへの転居が促進されるおそれがないかとの2つの論点から調査、検証を行いました。

居住誘導区域及び集落拠点周辺エリアの人口動態調査を分析した結果、人口の推移につきましては、集落拠点周辺エリアの人口は毎年減少しているものの、規制緩和後の平成30年度末から令和元年度末にかけては減少数は半減しております。そのほか社会増減につきましては、令和元年度から社会増に、転居増減につきましても平成30年度から転居増に転じておまして、長岡地区、岡豊地区、国府地区の3地区につきましては、人口が増加をしております。

また、市外及び中心拠点から子育て世代の住み替えが進みつつあることや、集落拠点周辺エリア内に子育て世代がとどまるといった傾向にあることなども見受けられたことなどから、集落拠点周辺エリアの人口は減少しているものの子育て世代の住み替えが進んでいることなど、地域コミュニティ機能の維持は一定図られつつあると考えておまして、開発許可基準の規制緩和は一定の効果があったのではないかと考えております。

しかしながら、今回の調査、検証は2年間という短期間の検証結果であったことから、今後

も引き続き人口動態等の調査、分析をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 人口の推移というのは、そのような形であったかとも思います。この規制緩和によって、実はインター周辺は大変開発がもう目に見えて現在進んでおります。幾つかの企業が来ましたというか、もう建ったところもありますが、住居については、国府地区なんか規制緩和という部分よりも、もうはっきり私は結構国府地区なんか増えたっていうふうに思ってますが、大きなもとの医院がやめた、その後にその家が建ったとか、それから国府地区の工業地域というか、都市計画区域に指定してるところの中に団地ができたとかいうようなのが、国府地区なんかそういう形で人が入ってきた要因だと。

それで、岡豊地区を見てみますと、岡豊地区の中でも確かにこの規制緩和の際に、私は平成29年1月1日時点で地目が宅地と雑種地だったら家が建ちますよということで規制緩和をやった。狭隘な農地だとか、現況が雑種地でも、許可を初めは出すという緩和策でした。ところがそういうところに後退したわけですね。見てみますと、平成29年1月1日時点で宅地、雑種地だったと、地目が登記上、というところは、昭和45年につくられた都計法の中でも宅地だったところに昔、建物があつたということが証明されれば家が建つんです、これ。それは税務の課税台帳でしかり、昔の航空写真でしかり、新しい規制緩和がなくて建つわけです。

雑種地やったところっていうのは、新たに地目が立つということですけども、新たに雑種地になったところというのは、実はこれは農地の転用をして雑種地にふだなるわけですけど、普通わざわざ農家の方が雑種地にして、そこの地目を雑種地に変えたりはしないんです。これは税務課に私いましたから分かってますけども、課税というのは現況課税ですから、もう別段そこをお金をかけて、登記上地目を雑種地に変えるじゃいうことはしないと。たまに変わっているのは、そこを取得をする人がそこに倉庫を建てたいとかいろんなことをしたときに、十分な転用目的どおりにいかざつた場合に、雑種地にするという地目変更はできませんので、これ農地を。

そのときに、私の言いたいのは、規制緩和の際に、家がそこに住居が建てれるような施策ではなかつたと。むしろ現況が宅地とか雑種地だったところは問題もないから、そこは許可すべきじゃないのかっていうのを、あるときに私ここで言わさしてもろうたことがあるんですが、せめてそういう基準に戻していただきたい。これはちょっと後で言いますけども、限定的だと。私はこの規制緩和で地域に人が入ってきたというのは、非常に限定的だというふうに思ってお

ります。

そこで、市街化調整区域の現在の既存集落の中には、様々な課題、問題が起こっていることは、これは地域コミュニティーの関係もございましょうし、それには我々が既存の集落に住んでる場合には、ただそこに生活するだけではなくて、皆さんがそこな生活をしていくために、下水が完備しておりませんから、田役とってみんなで出て、水路の維持管理、清掃も含めてやっていくこととか、それから宗教の問題もありますけども、神社の世話、整備も含めて、草刈りとか掃除とか含めてやる、それから忠霊塔だとか、もう様々なことをやっていくわけですよね。その中で人がいない、高齢化するというところで、やはりそういうことにも不便を、当然学校の問題もあるわけです。そのような問題が出ている、その点についてどのような取組をされているのかということについてお聞きをしたい。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市の市街化調整区域の既存集落内には、少子・高齢化、人口減少が進み、地域コミュニティー機能の維持という大きな課題があります。そのほか公共交通の利便性であるとか、生活道の整備、また日常の買物など、こういった課題もございまして。先ほど西川議員が言われましたとおり、いろんな田役であるとかいうような、出る人がいないとかいったような問題もございまして。こういった課題への対応が求められていると思います。

これらの集落の課題への具体的な取組の一つといたしましては、これまでも何度も申し上げてございまして、平成30年4月に高知県から開発許可の権限移譲を受けたということに伴いまして、既存集落内の宅地・雑種地への住宅の立地、それから延べ床600平方メートル以内の小売業・飲食業等の店舗の立地、それからインターチェンジ周辺エリアにおいて、製造業、運輸業、卸売業などの建物の立地、それから空き家、最近空き家が増えておりますけども、そういった空き家の利活用も可能にするような開発許可基準の規制緩和を行ったところでございまして。こういった規制緩和を行うことによりまして、本市のまちづくりの方針に沿った建物の建築を建てやすくするというところで、産業振興を図るとともに、移住、それから定住環境の整備を促進しまして、集落の活性化を図ってきたところでございまして。

今後も開発許可基準を適正に運用するとともに、それから公共交通網の整備で中心市街地との集落拠点とのアクセスの確保とか、あるいは既存集落内の狭隘な道路を補助事業等を活用して拡幅整備を図って、集落の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私、都計課の事務レベルでは、この規制緩和をした後の取組というよう

なものも一定御苦勞をされているということも私は感じております。しかし、市はコンパクトシティー構想の中で、事務レベルでの対応には限界があると思っております。広域都市計画区域内では、このことを一層の緩和を進める、せめて皆さんに公表した29年当時の案ぐらいは絶対していただきたいというのがあるわけですが、これには絶対そこは政治の仕事ではないのかなど。私もしっかりそこな辺は協力をいたしますので、これは本当にもう市長の仕事だというふうに思います。

幾つか南国市の有利性みたいなものも生かしてやっていけばというところも指摘をしておきたいんですけども、この間、データバンクの調査のことをテレビでやっておりましたが、事業継続のために自然災害を避ける手だてを考えている企業っていうのは、高知県の企業が全国で一番高かった。58%の企業が考えているいうなことで、その受皿っていうのは、この中央部の南国市というのが一番希望する企業があるっていうので、私は今まで具体的な企業の名前を出してもいいんですが、何社のものが南国市に来たいというのものも、やはりこの規制の中でそのことができなかった、そういうことが現実にございますので。それとまたインターチェンジの周辺も、南国インターのこっちは1キロですかね、その範囲は規制緩和策の中へこの間載せました。ところが南は、なんごく南インターといいますか、それから空港インターですね、ここについては何と半径500メートルの中で、なおかつ国道に沿った、バイパスに沿った100メートルの範囲というような、かなり狭められたところを指定をされました。ところが見てみますと、県下的に高知市とかいののインター、そういうところは全て1キロ以内を同じ調整区域でも規制緩和をもう既にされてます。少しそこで取扱いが、国のほうというか、県のほうも違っていたと。南国市は、そこは弱かったのではないかな、いうふうに思うわけです。

そこで、市長にもお伺いいたしますけども、12月議会で私もこのようなことを質問したときに、市長答弁と私の認識には大きな差がありました。市長は2期目への続投の意向ですがけれども、調整区域への規制緩和をどのように具体的に進めていかれるのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西川議員の御質問でございますが、本市の抱える様々な課題の中におきまして、特に市街化調整区域の少子・高齢化、人口減少による既存集落の地域コミュニティー機能の維持ということにつきましては、喫緊の課題であるということでございます。

それに対しまして、先ほど西川議員もおっしゃいましたように、平成30年に開発許可等の権限を高知県から移譲を受けた際、市街化調整区域の規制緩和を行ったところでございます。この規制緩和の効果につきましては、先ほど都市整備課長が答弁いたしましたとおり、既存集落

では人口減少が進んでいるものの、子育て世帯の転入が一定数確認できたということ、また地域コミュニティの維持には、西川議員もいろんなほかの要素もあったんじゃないかというような御意見をいただいたところでございますが、この規制緩和につきましても、宅地、雑種地だけじゃなしに、大規模指定集落とか、そういう要件、10年以上ということ、20年を10年に変えたという効果もあるところございまして、それも一定、その中の効果で増えてる要素もあると思います。そういうことはあるわけでありまして。

しかしながら、この規制緩和、西川議員もおっしゃいましたとおり、当初のうちの想定した案とは大分隔たりがあるわけでございます。そちらの隔たりにつきましては、やはり私も市内の各地へ回ったときに、市街化調整区域の中の規制というものをもう解いてもらいたいという御意見をいただいているわけございまして、それを何とかしたいという思いはもちろんございます。今まで議会答弁でも申し上げたとおり、私が副市長で、やめて市長選に出馬した6月30日から8月6日就任までの間で内容がころっと変わっていたという事実はもちろんあるわけございまして、大変私もショックを受けた思いがございまして。

しかしながら、できるだけのお願いはして、今の状況になっているわけでございます。これをやはり最初の、市民の皆さんが望む規制が少しでもない、家が建つようにしてほしいという思いに沿うように、今後は引き続き市街化調整区域の緩和策というものを、今こういう状況になっておりますが、これをまたもとの案に戻すべく、どういうふうにすればいいのか、それが進むように、より効果があり、皆さんに説得力がある、そういう考え方をまとめて、さらなる規制緩和の実現に向けて、県と関係市町村と協議を粘り強く進めていきたいと思っております。

まずは、今の状況、データを集め、説得力のある考え方をまとめるということを行いまして、県、関係市町村と協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ぜひしっかりやっていただきたいというのは、それぞれの市の特徴というか、特色もあると思うんですが、南国市の場合は、御存じのように昔の旧村が13ですか、集まってできた市でございますし、調整区域の広さと調整区域にどれだけの人が住んでいるのか。それからまた特に私が何度も言いますが、北部の上倉・瓶岩を控えたところでありまして、デマンドタクシー一つとっても、どのような、またこれも実は質問いたしたかったんですが、奈路・瓶岩の方が、車の運転もできない者が後免まで買物に来ないと日々生活ができない。来るには領石で公共のバスに乗り換える。帰るときは荷物を持って、また乗り換えて帰る。やはりそこな辺を考えたときに、そういう交通便がつかれないなら、一定私はデマンドで来れると

ころにそういうものをこちらがつくるような、やっぱり誘導策をとったらどうならと。

例えば道の駅の辺に、前も言いましたが、そういうものがあれば、デマンドのタクシーで来て、買物して帰れる、いうなのをつくってあげないとというのは、その余地は私は十分にあると思うんです。上倉・瓶岩には1,000人ぐらいの人しかいないかも分かりませんが、国府、岡豊の北部、久礼田、集めれば、人口としたら土佐町、本山町以上の人口がそこに、人が居住しているわけですね。意図的なそういうまちづくりもやっぱり考えていただきたいと。コンパクトシティーの中で、全てこの後免の中心部でいうようなことを、コンパクトシティーというか、まちづくりの計画を立てたときに、南国市の特色というものがそこに反映されてなかったんじゃないのかなと。マスタープランですか、それをつくったときに南国市の特性を配慮してつくるべきだったんじゃないのかと。

いろいろ言いませんけども、そういういろんなときには必ずそうやった後に審議会のようなものをつくって、そこで審査をされてもらうわけですが、そういう審査会をしたら、つまり経過を踏んで物事が成り立った、いうふうにはなるんですが、そのときにやはり行政側としては、そこに生活をしている人たちがどういう問題を持ちゅうかということ、そこな委員さんのところにこっちから提起をするようなやり方をしないと、来られた委員さんはそこへ来ていろいろな問題を全て知っちゃうわけじゃないわけです。だから、市の中でやられる会するときにも、財政の審議会でもそうです。南国市はどういう問題があるかということを出して、そのことについて審議をしてもらうようなやり方をしたら、コンパクトシティーをつくるときにも、いや、それは北部の人がいろいろな部分でも困るから、一つの北部にも拠点をつくらにゃいかんとか、南部にもつくらにゃいかんとか、やっぱりそういうまちづくりというのが必要になってくる、私はそういうふう思うわけです。

また、調整区域の規制緩和については、私は必ずや、この夏の市長選の大きな争点、このようなものにもなると思うし、していただきたい。しっかりこのことについても、市長にも具体的な策を出していただいて、私どもも市長を、よし、これなら上がってもろうて一緒にやろうじゃいかんというようなことにしていただきたい、いうことをお願いいたしまして、私の今議会の質問は終わります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の杉本理でございます。よろしく申し上げます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症、昨日は5日ぶりに県内の感染者ゼロが報じら

れましたけれども、まだまだ油断はできません。改めて感染された皆さんにお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

また、医療機関をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆さん、そして庁内放送をお聞きの方の皆さん、皆さんあつての生活だと毎日感謝をしております。いつも本当にありがとうございます。

さて、通告しましたとおり、5点について執行部の認識、見解をお伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

1番目として、市長の政治姿勢ということで、まずは国政・県政への評価と望むことをお聞きいたします。

まず、菅政権への評価及び望むことについてお伺いいたします。

菅政権が誕生して、半年余りがたちました。首相の御子息と総務省との関係など、安倍前政権にも負けず劣らずの政治倫理の問題も取り上げたいのですが、今回は予算に絞って取り上げて質問しようと思っております。

政府の3次補正予算並びに2021年度予算は、緊急事態宣言の前に生まれ、コロナ収束を前提としたものであり、今回の危機に真剣に向き合ったものとは言えないのではないのでしょうか。教育現場の声、国民の声により、小学校35人学級に踏み出すことは前進ではありますけれども、コロナ危機に懸命に対応してきた医療機関への減収補填はなく、全額国費による積極的検査でコロナを収束させる施策もありません。また、中小企業や農林水産従事者に頼りにされた持続化給付金や家賃補助の再支給もありません。それどころか公的公立病院の統廃合や病床削減へ誘導する予算が増額するありさまです。

社会保障費の自然増は1,300億円の削減、75歳以上の医療費窓口負担は2割に引き上げ、そして地方財源は交付団体ベースで考えても微増にとどまっており、行政需要の増大に見合ったものになっていません。政府予算はコロナ禍で苦しむ国民の暮らしを支える上で、極めて不十分なものと言わざるを得ませんが、市長はこの政権についてどのようにお考えか、お聞かせください。

次に、県政について市長の御所見をお伺いいたします。

今県議会に提出されている県予算では、小学6年生の35人学級、公立夜間中学開設、防災強化など評価できる点はあるかと思いますが、緊急事態宣言以前の政府方針が踏襲されているなど、手直しが必要なものも多数あるかと思えます。

そこで、濱田県政への評価と望むことをお聞かせください。

次に、市政についてお伺いをいたします。

昨年12月に出しました日本共産党市議団からの要望書への回答において、憲法の第8章で地方自治を保障している日本国憲法を守り、市民の命と暮らしを守ることは行政の基本理念であり、これに沿った市政運営を進めるという御回答をいただいております。市長の残る任期中はもとより、再度出馬を表明されておりますけれども、再選後においてもこういう民主的な市政運営をされるものと信頼をしておりますけれども、いかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

夏の市長選については、平山市長への対抗馬も先日報道されておりましたけれども、日本共産党南国市議会としても検討を重ねておるところでございます。市民の皆さんにとっても6月議会での論戦では選挙の直前になってしまいますので、今回こういった形で任期中の総括と次の4年間への抱負を改めてお伺いさせていただくことにしましたので、よろしく願いいたします。

市長は4年前の5つの公約として、1、災害対策、2、子育て支援、3、農業振興、4、まちづくり、5、雇用・定住を掲げられています。昨年12月議会で、任期中を振り返っての御答弁をされておりますけれども、特に大型事業を幾つか挙げて、一定前進したものということで自負をされております。ただ、5つ、市長が公約で掲げられた中には、12月議会の答弁の中で触れられていないものもありましたので、改めてこの5つの公約について、実現できたもの、実現できなかったものについて、それぞれお答えをいただければと思います。

12月議会の議事録を改めて読み返しますと、西川議員からの質問に市長は次のように答弁をされております。地方の財政と申しますのは、やはり必要なものは必要である、市町村の住民の皆様生活を支える基本的な施策というのは、それは削るところができないところございまして、そういった費用については確実に計上していくような財政運営と申しますか、施策が必要なわけでございますと述べられています。私も全くその点については同感でございます。

ただ、その見地にとどまらずに、国や県が制度化しなかったり、不十分な施策についてはペナルティー制度などの圧力に負けずに、市がもっと取り組むべきかと思いますが、いかがでしょうか。国保や様々な点で、本当はもっと取り組みたいと思うことがたくさんあるかと思っておりますけれども、次の4年間に臨む市長の思い、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

地方自治が必要なのは、身近な事柄は身近な主体による解決に委ねたほうがよいからであり、そのこと自体が人権と民主主義の内容をなすからだと思います。また、当たり前のことですが、地方自治制度は地方のための制度であって、国の干渉や関与のためのものではないは

ずです。沖縄県辺野古の事例に見られるように、国が地方にとって決定的なことを勝手に決め、それを地方に押しつけて抵抗を潰し、司法に覆させるようなことは断じて許されません。

ほかにも国民健康保険制度に見られるように、地方自治体が独自に住民負担軽減のために上乘せ制度を実施するとペナルティーを科してくるというのも、本来の地方自治の趣旨からするとどうなのかなと思います。何でもかんでも国や県とけんかしろと言うつもりはありませんけれども、唯々諾々と従えばいいということでもないと思います。

以上で1項目めについて終わります。

2番目としまして、学生に引き続き支援をとということで質問をさせていただきます。

12月議会に続いて、この件について取り上げますけれども、今朝の高知新聞にも記事が出ておりましたけれども、やはり学生さんはまずは学費の負担が重いということが口々に言われております。今朝の高知新聞の調査でも、3分の2近くに上っているわけですね、学費の負担が重いという方が。これを親に負担してもらう、または自分で奨学金をもらい、アルバイトをし、頑張っって払う、そういった点でなかなか大変だと思います。また、仕送りをもらわれてる学生さんは多いかと思えますけれども、例えば私が学生の頃は、仕送りといえば家賃とはまた別に自分の使えるお金としてもらっていたという記憶がありますけれども、今の学生さんに聞きますと、仕送り4万円、家賃4万円、自分で使えるお金ゼロとか、本当にそれは、そりゃあ君、本当に仕送りって言うのかというふうにまじまじと聞いたこともありますけれども、仕送りが仕送りの用をなしてないという状況にある学生さんも数多くいらっしゃいます。

また、オンライン授業の問題点についても、彼ら、彼女らに聞いてまいりました。後免駅周辺に住んでいる女子学生さんは、汽車が来たらオンラインで中継を見よっても途切れてしまうと、またつなぎ直して見ないかとか、それから生中継ではないので深夜に見たりして、もういいやとなって見逃したりして、また生活が乱れてしまうとか。それから教室におったら、分からないことは友達に聞いたり、先生に聞けるわけですが、オンラインでも先生に聞いても構わんよということになってはいますけれども、やはり聞きづらいわけですよ。分からないことをそのままにしていまいがちになってしまっていると。そのほかにも、いつもならサークルの先輩らに試験について聞いていたんですけれども、それができなくなっており、成績がとて心配ですと。成績が悪くなってしまうと奨学金が切られてしまうかもしれないという学生さんもいらっしゃいました。

また、学生さんの心の健康がとて心配です。私も調査のお手伝いに入りましたけれども、学生さんに前期と比べてしんどいことはありますかというふうに質問をしておりましたところ、

半分近くがしんどいというふうには回答をしておりました。南国市会場でも、香美市、香南市の会場には僕、お手伝いにも行っておりますけれども、1時間の提供時間が終わってもスタッフにずっと話し続けると、もう話を聞いてほしいんだと、なかなか聞いてくれる大人がおらんわけですね。そういった方が本当に切々と語ってるのは、やっぱりしんどいと。話ができない、話を聞いてもらえないということで、私は非常に心の健康について心配なんです。

国立大学であったり、県立大学法人であったりしますので、一概にずっと言っておりますけれども、市の責任では一義的にはないかもしれませんが、やはり南国に住んでいる、せっかく南国に来てもらった若者、学生ですから、やっぱり大学任せにせず、市としても学生さんのケアが必要かと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうかということで答弁を求めたいと思います。

12月議会において、学生への広報として高知大学さがけ志金制度について、市のウェブサイトでお知らせするよう準備を進めてるという答弁をいただきましたけれども、後日ほどなくして、そのとおりにアップをしていただきましてありがとうございました。市としてもできることの一つだと思います。引き続きそのような形、様々な形で御支援をいただけたらと思います。引き続き何か御支援策、さらに考えているようなことがあれば、お答えをいただけたらと思います。

質問の3項目めといたしまして、新型コロナウイルス対策、特にワクチン接種について、小中学生に与える影響について、そして農業者への支援をということで質問をさせていただきます。

まず、ワクチン接種について、保健福祉センター所長にお伺いいたします。西山議員、西川議員と重複しないように努めますので、よろしくお伺いいたします。

新型コロナウイルス、流行が始まって1年以上がたち、ようやく日本にもワクチンが輸送されてきました。医療従事者の皆さんへの接種が順次始まっており、自分はいつ受けられるのかと心待ちにしておられる市民の方が多いのではないのでしょうか。ただ、ほかの感染症の注射のときと同様、副反応が心配、接種日に仕事が休めないなどの理由で接種できない方も少なくないかと思います。突然の施策でもあり、朝令暮改のように変わる政府の発表に翻弄され、センターの皆さんもなかなか大変かと思っておりますけれども、市民の様々な不安に寄り添った対応をお願いできたらと思います。

今回の接種について、政府の分科会メンバーである岡部信彦さんは、次のように述べられています。接種に際して心配になった場合に、相談できたり診療を受けられたりする体制を整え

ることは必要とし、ただ体質によっては受けたくても受けられない人もいるし、どうしても受けたくないという人もいるはず、個人の判断は当然尊重されるべきだと思いと述べられております。まさにこのとおりでと思います。接種者とそうでない方の分断が生まれぬよう、広報活動にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、接種体制そのものに話を進めてまいります。

南国市においては、まずは集団接種として準備を進めているということで、午前中、答弁がありましたけれども、やっぱり生活習慣病などのお薬をもらいに定期的に病院に通われている市民の方は多いかと思えますけれども、今回の注射もインフルエンザの予防接種なんかのように、いつもの通院時に一緒に打ってもらえたらいいのになと思うんですけれども、超低温保存との兼ね合いもあるかとは思いますが、市民の利便性が損なわれては接種人数も伸びなくなってしまいます。また、ほかの自治体では職場での接種なども報じられておりますけれども、そんなこともセンターでは考えられたかと思えますけれども、その辺のことを御説明いただけたらと思います。

次に、接種会場についてお伺いいたします。

スポーツセンターと保健福祉センターということですが、やはり南北に長い南国市ですから、時間のかかる方は車でスポーツセンターに行くとし、小一時間かかってしまうと思うんですよね。あそこは駐車できる台数にも限りがありますし、路線バスやNACOバスもあまり本数がないので、運転できない方の足も心配です。バスを仕立ててということも午前中、お話もありましたけれども、その辺もうちょっと具体的に何か決まっているようなことがあればお答えいただけたらと思います。

また、そういった面において、各地域ごとの公民館、防災コミュニティセンターなんかだとまだ受けやすいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

コロナ対策の2番目として、小中学生に与える影響ということで、教育委員会にお聞きいたします。

先月2月10日付の教育新聞に、なかなか衝撃的な記事が掲載されました。「高校生の3割が中等度以上のうつ症状、コロナが心に影響」というタイトルで、国立成育医療センター、コロナ×こども本部が実施したこどもアンケートの結果を公表したものでした。アンケートの各項目のうち、気分が落ち込む、憂鬱になる、いらいらする、または絶望的な気持ちになるという項目では、半分以上、またはほとんど毎日そうだと答えた割合が、小学4年生から6年生で

21.5%、中学生で23.6%にも上っています。また、学校の勉強、読書、またはテレビを見ることなどに集中することが難しいという項目では、小学4年生から6年生は5.7%だったのに対し、中学生は20.0%にまで増加しています。これらの項目を総合した結果、小学4年生から6年生の15.3%、中学生の23.6%、高校生の実に29.9%に中等度以上の鬱症状が見られたと書かれています。

この連載には、実はこれ連載だったようで、昨日付の教育新聞にまた出ておりましたけれども、さらに詳しく出ておまして、このアンケートで鬱症状に関する質問の一つである、こんな項目があったんですね。死んだほうがいい、または自分を何らかの方法で傷つけようと思う頻度について、子供全体のうち、ほとんど毎日が6%、半分以上が3%、1週間のうち数日というのは15%、これ足すと24%、実に4人に一人が死んだほうがいいのか、自分を何らかの方法で傷つけたいという頻度が少なくないということになります。悩みに関する自由記述の問いに対しても、小1の子が死について考えてしまう。中3の子は、精神的に不安定になって、死にたくなってしまつてつらいというような、深刻な回答が散見されています。

今回のアンケートデータについて、生育医療研究センターのお医者さんは鬱症状の子供の割合は率直に多いと感じているとし、鬱症状が見られる子供が少なくないことについて警鐘を鳴らす必要があると指摘されています。その上で中等度以上の鬱症状が2週間以上続いたりする場合は、教師と保護者が連携をして、スクールカウンセラーや医療機関に相談することが大切だと述べられています。

また、昨日の高知新聞では、元文科次官のコメントが記事になっておりますが、全国一斉休校に関して子供たちと学校現場のことを心配されておりました。元次官は、学校は極めて安全な場所なんです。給食や保健室があり、先生たちが複数の目で常に見てくれている。しかし、給食がなくなり、成長に必要な量が十分取れない子供や、学校からの通告がなくなり、虐待が見逃されるケースも増えました。学校が開いていれば防げたこともある、まさに人災だと述べられています。一斉休校に関しては、当時の限られた情報量の中で教育委員会として御判断されたことであり、子供たちの学びの場、成長の場を奪うのに苦渋の判断をされたことと思います。休校判断された後も子供たちのケアを懸命に実施され、3学期制から2学期制への変更に踏み切り、学校再開に当たっても助走期間を設けてからにするなど、前例のない中、模索を続けてこられたのだと思います。

教育委員会におかれましては、コロナ禍における子供たちの心身の健康状態をどのように把握し、対処されておりますでしょうか、お答えをお願いいたします。

次に、コロナの3番目としまして、農業者への支援ということでお伺いいたします。

香長平野にある南国市は、米どころであるとともに園芸が盛んな地域でもあります。今回特にシトウやオオバについては大打撃を受けていると、生産者の皆さんから聞いております。市としては、現在市内の農業者の皆さんがどのような現状にあると把握されておりますでしょうか、認識をお聞かせください。

次に、苦境にある農業者への支援として、国、県、市はそれぞれどのような支援策に取り組みられてきたのかをお聞かせください。

農業分野について、コロナとはちょっと離れますけれども、A i t o s a についてお伺いさせていただきます。

四国電力株式会社、農林中央金庫の共同出資で昨年秋に設立されたA i t o s a 株式会社、地域・農業への愛とテクノロジーの力を結集し、高知の地から未来の農業を発信していきたいという思いが社名に込められていると聞きました。四電の豊富な資金力や技術力、そして生産者と行政とを結んで、きっと南国市の農業の発展になる施設かと思えますけれども、このA i t o s a について、どのような施設なのか、どういうふうに運営をされていくのか、概要をお聞かせいただけたらと思います。

質問の4項目めといたしまして、L G B T ・ジェンダー平等の取組状況についてお伺いいたします。

L G B T については、12月議会に続いて、さらに今回の議会でジェンダー平等について質問いたしますけれども、この分野で12月からの3か月間に起こったと言え、何といたっても森元総理の差別発言かと思えます。まさに本当に前近代的発言で、たくさんの方が傷ついたことと思えますし、自分自身もこのような発言をしていないか、注意するきっかけになる反面教師の役割も果たしていただきました。そんな中、昨日3月8日は世界女性デーということで、日本でも世界でも様々なイベントが開催されました。そこで、オリ・パラの開催を諦めていない日本の現在地がどこにあるのか、数値と順位で少しお話をしようかと思えます。

まず、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数は65.2で、153か国中121位、男女賃金格差は37か国中、下から数えて2番目、女性の管理職比率は189か国中165位、女性の国会議員比率は193か国中153位、女性の四年制大学進学率は36か国中22位、そして女性の大学院進学率は僅か5.2%しかなく37か国中33位と、男女平等、ジェンダー平等後進国としての数字を上げ始めると枚挙にいとまがないというのは、まさにこのことだと思えます。

さて、私たち南国市の現状は、その分野についてどうでしょうか。

ここで質問ですけれども、まず南国市職員の管理職及び係長職以上の女性登用状況についてお伺いいたします。

まず、2019年度と2020年度の管理職における男女それぞれの人数及び比率をお答えください。また、係長職以上の役職者についても、今年度と前年度の2か年を同様にお答え願います。

12月議会では、パートナーシップ宣誓制度については男女共同参画推進委員会等で議論するほか、関係団体と意見交換を行い、導入に向けた検討を行うということで御答弁いただいておりますけれども、その後3か月たちましたので、進捗についてはいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

質問の最後といたしまして、情報公開制度についてお伺いいたします。

行政には行政活動について説明する責務がありますが、これは憲法が定める地方自治の本旨に由来しています。また、情報公開制度は、単に行政情報公開条例に基づくものであるにはとどまらず、憲法上明文の規定はないものの、憲法の理念を踏まえたものであり、国民主権の原理や表現の自由の保障等から導かれるものです。情報公開制度によって保障される知る権利は、民主主義を実効性あるものとするための一手段としての側面のほか、人権本来の機能である個人の自立を支える側面も有しています。この権利を尊重することこそが市民の市政への参画を促進し、公正で民主的な市政を推進することになります。

また、行政には市政を信託した市民に対し、どのように市政を行っているかを具体的に説明する責務があります。この説明する責務は、市政に対する市民の的確な理解と批判を可能にし、市民がまさに市政の主権者としての責任ある意思形成を促進し得るようになるための大前提と言えるかと思えます。

そして、この制度は単に行政情報の開示を目的とするものではなく、市民と市政との間で行政情報の共有化を図り、協働して、よりよい市政を実現するための手段であると言えるのではないのでしょうか。自分が知りたい情報が、例えば全て市役所のウェブサイトに掲載されてると、そんなことであればいいのですけれど、そういうわけにもいかないでしょうし、そもそもウェブサイトにアクセスする環境にない方も多くおられます。そういった面からも、この制度のしっかりとした運用は大事なことではないのでしょうか。

そこで、総務課長に質問ですけれども、南国市ではどのような行政情報公開制度があり、どのような流れになっているのでしょうか。また、運用上の課題などありましたら、併せてお答えいただけたらと思えます。

次に、各種文書をはじめ、膨大な行政情報があるかと思えますが、保存期間並びに廃棄期限

はどのように定められていますでしょうか。また、これを専門に担当する、例えば情報公開担当室みたいな、そんなものを設置するといいいのではと市民の方から御要望がありました。県庁であれば、法務文書課の中に情報公開コーナーを置き、一元的に取り扱っております。また、お隣高知市であれば、広聴広報課の中に情報公開市民相談センターが設置され、相談センターでも担当課直接でも構わないという体制が取られています。情報公開室といった名称のようなものがあれば、請求する市民には請求先が分かりやすくなりますし、作業に当たられる職員の方にとっても負担軽減につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上をもちまして1問目といたします。市長をはじめ、関係する皆さんの御答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員の御質問にお答えします。

まず、国政・県政に対する評価ということでございまして、国政におきましては菅首相は2021年度予算案につきまして、2020年度第3次補正予算と併せて切れ目のない政策実行に移し、最大の課題であるコロナ感染症の収束に向け全力を挙げて取り組む、としておるところでございます。第3次補正予算には、経済対策等の財源として地方創生臨時交付金を拡充するため1兆5,000億円、またワクチン接種体制などを整備するための費用として5,756億円も盛り込まれたところでありまして、評価できるところでもあります。国政に対しましては、まずコロナ感染症の収束に向け、ワクチン接種のほか、感染の状況に応じた財源も含め、機動的な対応を望むものであります。

県政につきましては、コロナ感染症対策として、現在ワクチン接種が円滑に実施できるよう、体制の構築等について市町村を支援していただいております。感謝申し上げる次第であります。コロナ感染症による経済への影響を最小限に食い止めるために、雇用の維持や事業活動の継続に向けましては、高知県と足並みをそろえて支援を実施してまいります。また、関西圏との経済連携の強化につきましては、県では現在、関西・高知経済連携強化戦略を策定中とお聞きしております。関西圏の経済活力を、観光や県産品の外商分野を中心に関西圏との経済連携強化を図ることで高知県の経済発展へとつなげていくものでありますので、大いに取組を進めていただきたいと思います。

次に、市政についてであります。憲法を守り、市民の命と暮らしを守ることは当然でありまして、民主的な市政運営は常に心がけているところでありますので、これからも同様でござ

います。

次に、任期中にできたこと、できなかったことですが、12月議会でも答弁いたしましたが、私は就任に際しまして、1、災害対策、2、子育て支援、3、農業振興、4、まちづくり、5、雇用・定住の5つの柱を公約に掲げ、これまで市政運営に当たってまいりました。

1、災害対策では、公立保育所の非構造部材耐震化に取り組み、また避難所運営マニュアルの策定につきましては、市内指定避難所53か所のうち14か所の策定が完了いたしました。新たにコロナウイルス感染症への対策も必要となっており、残る避難所につきましても早急に策定を進めてまいります。

子育て支援につきましては、平成29年10月からファミリーサポートセンターの事業が開始できました。また、第2子の保育料の無償化につきましては、平成30年度から開始し、令和元年10月から国の幼児教育・保育無償化の対象とならなかった3歳児以上の副食費につきましても無償とし、子育て世帯の負担軽減を図りました。

3、農業振興につきましては、国営圃場整備事業が昨年11月に15地区、526ヘクタールで事業確定し、事業着手に至りました。今後は担い手育成と営農計画が課題であり、事業実施により稼げる農業の実現を目指してまいります。

まちづくりにつきましては、（仮称）中央地域交流センターが昨年8月に本体工事に着手することができました。また、ものづくりサポートセンターにつきましては、いよいよ3月21日にオープンを迎えております。指定管理者であります株式会社海洋堂高知とも協議しながら、物づくりの体験発信拠点として多くの人が集い、また人材育成にもつなげる施設にしていきたいと考えております。

5、雇用・定住につきましては、株式会社南国オフィスパークセンター別棟が平成31年1月に完成し、新たに事務系企業が入居し、現在入居率は約95%になっております。また、高知県との共同事業として進めています（仮称）南国日章工業団地は造成工事を進めており、令和3年度内の分譲を目指し、さらなる雇用創出を図ることとしております。さらに平成30年4月から、高知県から開発行為の許可等に関する事務の権限移譲を受け、市街化調整区域における市の開発許可制度基本方針に沿った運用を開始しました。

私が公約に掲げました5つの柱につきましては、一通り一定前進を図ることができたのではないかと自負しております。ただし、いずれの事業もスタートがやっと切れたという段階でありますので、これからいかに中身を充実させ、費用に見合った事業効果を生み出すことができるよう、さらなる取組を進めてまいります。

また、できなかったことはという御質問でございますが、先ほど申し上げた中でも災害対策で避難所運営マニュアルの策定、こちらが14か所にとどまっているということと、開発許可等の権限移譲に伴う市街化調整区域の規制の緩和が当初考えていた案とは隔たりのあるものになっているということでございます。また、市独自の取組をとということでございますが、市独自の取組には財源というものが必要になってくるところでございまして、まずは安定的な財源が確保できるかという視点を持たなければならないというところでございます。そして、公正公平という観点から住民の理解が得られるものであるか、説明責任が果たせるものであるかということをもって判断していくべきものであると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 杉本議員の学生への支援につきましての御質問にお答えをいたします。

学生への支援につきましては、議員のほうからも御紹介がありましたとおり、寄附金高知大学さきがけ志金の募集につきまして、大学と連携して市ホームページ内でもお知らせをしております。また、学生に限ったものではございませんが、今年成人式を開催できなかった新成人の皆様に対しまして、プレミアム商品券の交付をいたしました。令和3年度におきましては、学生への啓発も兼ねまして、備蓄食料品の一部について大学側に提供するよう予定をしております。コロナの影響がどこまで続くかは分かりませんが、今後も大学等と学生の置かれている状況につきまして情報交換をいたしまして、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

学生の心のケアにつきましては、高知大学地域協働学部の学生が高知大学生210人を対象に昨年8月から9月にかけて実施をしております新型コロナウイルスに関するアンケートの中でも、自粛生活の中で心身に不調がありましたかという質問に51%の学生があったと答えるなど、心身に不安を抱える学生が多くいるということが確認できております。こうした学生への相談窓口につきましては、高知大学では保健管理センターで健康相談、またメンタル面の相談に対応しているということでございました。

心のケアにつきましては、学生に限らず、コロナの影響による経済的な不安などから、心の健康に不安を抱える方は多くいらっしゃると思います。市のこころの健康相談窓口は保健福祉センターとなり、協議内容によりまして各種関係機関へとおつなぎをしております。市ホ

ホームページ内におきましても、生活を支えるための支援の中で、こころの健康相談窓口として精神保健福祉センターなど、御案内をしております。今後も相談窓口の情報につきまして、分かりやすく整理をしまして、御案内のほうをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 杉本議員のワクチン接種の質問についてお答えいたします。

本市が集団接種を中心に計画した理由は、ファイザー社のワクチンの特徴のためです。このワクチンはマイナス75度からマイナス60度で移送されること、保管には超低温冷凍庫であるディープフリーザーが必要なこと、一度に配送される最小の数量は1箱975回分であること、一度ディープフリーザーに保管されますと数か月以内に使用しなければならないこと、またバイアル1本で5回の接種分であることなど、ワクチンの取扱いの難しさにあります。接種会場でワクチンを無駄にせず、接種可能人数を最大限にするためには、大規模な会場での集団接種が適当だと判断したためです。

また、職場での接種につきましては、まだ検討できておりません。

次に、個別接種を実施しないかという御質問ですが、南国市は個別接種も実施する予定ですが、やはりファイザー社のワクチンの取扱いが難しいため、集団接種を先行させております。

個別接種の手順について御説明いたしますと、ディープフリーザーを設置する施設を基本型接種施設といいます。本市では、市の施設に設置します。住民への個別接種を行う医療機関は、サテライト型接種施設といいます。基本型接種施設からサテライト型接種施設へ個別接種のためにワクチンを移送するには幾つかの条件があります。基本型はワクチンを2度～8度に解凍し、3時間以内にサテライト型に移送すること、サテライト型では冷蔵庫で2度～8度で保管するが、ディープフリーザーから取り出した時点から5日以内に接種を完了すること、1バイアルが5回分のため、ワクチンを無駄にしない接種計画を立てなければならないことがあります。また、基本型とサテライト型はV-SYSというワクチン接種円滑化システムでお互いのワクチンの情報をやり取りしなければならず、その事務の煩雑さもあります。しかし、杉本議員がおっしゃるとおり、かかりつけ医での個別接種は住民の方には安心できる接種方法だと考えますので、ワクチンの供給量が安定しましたら、医療機関の調整に取りかかります。

それと、アストラゼネカ社のワクチンは、承認されましたら冷蔵での移送、保存が可能のため、個別接種を希望する医療機関が増えるのではないかと考えております。

接種会場への交通手段についてですが、今のところ大枠での計画です。高齢者を中心にした接種機関につきましては、送迎バスを運行させる予定です。その後、その他の方の接種が開始されますが、そのときの高齢者の接種状況を見ながら、会場への送迎を検討していきたいと考えております。

また、地域の公民館での接種はしないのかという御質問ですが、接種後の健康観察に接種場所とは別に広い待機場所が必要ですし、接種者の入り口と出口を分けるという動線の確保も困難なため、地区公民館での接種は難しいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 杉本議員の御質問にありましたように、新型コロナウイルス感染症に起因すると思われまます子供たちの心への影響としまして、鬱症状の割合が増えているということは多くのメディアでも取り上げられておまして、新型コロナウイルス感染症に伴う急激な社会状況の変化や生活スタイルの変化は、子供たちにとりましても大きな心理的影響につながっているものと認識をしております。

昨年の全国一斉臨時休業を受けまして、本市では令和2年3月4日から、春休みを含めまして学校再開となりました5月18日までの75日間、子供たちは分散登校や学校の居場所づくりとして登校した日もございましたが、その大半を家庭で過ごすことを余儀なくされました。この間、特に見守りや支援が必要な児童生徒につきましては、学校はもちろんのこと、福祉事務所こども相談係をはじめ、南国市要保護児童対策地域協議会等、関係機関の御協力をいただきながら見守り活動を行ってまいりました。

5月18日からの学校再開後すぐに、市内全児童生徒を対象としまして心と体の健康チェックアンケートを行いまして、そのアンケート結果を基に気になる児童生徒には個別面談を実施したり、家庭と連携を図りながらスクールカウンセラーにつなげたりするなど、児童生徒の心のケアに細心の注意を心がけた取組を行いました。

また、御承知のとおり、本年度に限りまして、本市では児童生徒や教職員の負担軽減を図り、緩やかに教育活動を行うとともに、学びの保障のための授業時数の確保を主な目的といたしまして、県内で唯一前期・後期制の導入という対策も講じてまいりました。

各学校では、感染予防対策とともに児童生徒の心のケアを重点とした組織的な取組も行っていたいただきました。毎朝の健康チェックをはじめ、気になる児童生徒への声かけ、面談の実施、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な人材を活用しな

がら、子供たちの行動の変化や気持ちの変化を見逃さないように、学校全体で取り組んでいたところでございます。

現在のところ新型コロナウイルス感染症に直接起因すると見られます心配な症状のある児童生徒についての報告は聞いてはおりませんが、その他様々な要因から不安や心配を抱えている児童生徒については決して少なくございません。先行き不透明なコロナ禍の中、引き続きこうしたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校全体で児童生徒一人一人の心のケアを大事にした、きめの細かな取組を継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 農業者への支援という御質問でございますが、まず都市部での緊急事態宣言による度重なる飲食業への時短要請の影響を受け、シシトウ、オオバ等の業務筋での利用が主となる品目につきましては、大きく需要が落ち込むなどの影響を受けております。特に高知県の特産として全国的に大きなシェアを誇っており、その中でも本市が県下の生産地となっているシシトウにつきましては、高値が期待されていた年末年始の時期に例年の3割程度の単価にまで値下がりするなど、大きな影響を受けることとなりました。現在は市場単価としては安定傾向とはなっておりませんが、都市部での緊急事態宣言は継続中であり、売上げ回復までの見通しは立っていない状況で、ワクチン接種等によって事態が収束するまでは、厳しい状況が続く可能性もあると危惧をされております。

次に、国、県、市の支援策についてでございますが、まず国、県、市、それぞれに農業者も含めて影響を受けた事業者を対象とした持続化給付金等による支援を行っておりますが、それ以外の農業者に対する対策の例を挙げますと、国の支援策としましては多くの補助事業等が打ち出されていた中で、本市で多くの方が活用されましたのは、新型コロナウイルス感染症により卸売市場での売上げが減少するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹等の高収益作物の次期作に向けての対策である高収益作物次期作支援交付金でございます。

この事業につきましては、2種類の支援メニューの中で機械化体系の導入や品目・品種等の導入などについて2つ以上取り組まれた方を対象としまして、当初は10アール当たり5万円の支援となっておりますが、オオバ、シシトウ、メロンなどにつきましては10アール当たり80万円の支援へと拡充をされ、多くのシシトウ生産者が大きな支援を受けられることとなりました。しかし、当初、セーフティーネットに加入または加入の検討というのと、高収益作物の

出荷実績だけであった要件が、売上げの2割以上の減少というものが受付後に突如追加をされたことで活用ができなくなった方もおられましたけれども、それでも117名の方が申請をされ、3月末までには交付金がお手元に届く予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、販売方法の確立・転換などの経営継続に向けて取り組む常時従業員20名以下の農林漁業者を支援する補助金、経営継続補助金につきましては、88名の方が申請をされたようですが、結果的に72%ほどの方が採択となり、経営継続に対する機械装置等の購入や感染拡大防止の対策などに取り組まれております。

次に、県の支援策でございますが、集出荷場等の人が集まる場所へ機械を導入することによって人員を削減し、接触機会の低減を図りつつ作業の効率化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するための事業である高知県集出荷施設等緊急整備事業や、先ほど申し上げた国の経営継続補助金の対象とならなかった常時雇用20人以上の大規模法人等への補完対策として園芸産地生産力強化緊急整備事業など、いずれも高い補助率で創設をされ、本市でもJAや西島園芸団地、白木谷ゆめファクトリー等で事業を活用されております。

そして、市独自の生産者に対する支援策といたしましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を受けた様々な生産者に対する地産地消の消費拡大、販売促進を図ることを目的として、11月から1月までの3か月間、JAの協力により実施をいたしました毎月100人に西島園芸団地のメロンなどの農産物等や直販所の野菜詰め合わせセットなどが当たる直販所スタンプラリーがございます。加えて、市では先ほど申し上げた国、県の補助事業の説明会に始まりまして、受付申請事務等にJAと連携をしながら取り組んでまいりました。そして、県の事業に対しましては、効果的な事業の推進に向けて補助金の継ぎ足しも行っております。

また、株式会社四国電力の農業参入につきましては、令和元年7月に本市で公募した園芸団地用地における事業者に応募いただきまして、審査を経て事業者として内定をし、令和2年10月23日には高知県、JA高知県と本市による連携協定を締結いたしました。その後、令和2年11月2日に植田地区の園芸団地用地におきまして農業生産法人「A i t o s a」を設立され、香川県三木町におけるイチゴ生産に続いて、本市の主要品目であるシシトウでの農業参入をされております。現在、次世代型ハウス1号棟37アールの整備を進めているところでございますが、既に栽培を担当する社員が高知県の農業担い手育成センターで研修中であり、施設完成後には8月から環境制御技術を活用したスマート農業によるシシトウの栽培を開始し、10月からの出荷を目指しております。A i t o s aがシシトウ生産を始めることによって、本市のシシ

トウ生産量が向上するという事はもちろんでございますが、株式会社四国電力の技術力による選果技術開発への協力支援など、集出荷場での労力軽減にも期待をされているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 杉本議員の管理職等への女性登用状況につきましてお答えいたします。

平成31年4月1日現在の管理職の男女の比率は、消防本部の管理職5人を除く管理職27人のうち、男性23人、85.2%、女性4人、14.8%であります。令和2年4月1日現在の管理職の男女の比率は、消防本部の管理職5人を除く管理職27人のうち、男性22人、81.5%、女性5人、18.5%となっております。

また、管理職を含む係長職以上の役職者につきましては、平成31年4月1日現在の男女の比率は、消防本部20人及び保育所・幼稚園8人を除く95人のうち、男性67人、70.5%、女性28人、29.5%であり、令和2年4月1日現在の男女の比率は、消防本部20人及び保育所・幼稚園7人を除く係長職以上の役職者98人のうち、男性68人、69.4%、女性30人、30.6%となっております。

次に、情報公開制度につきましてお答えいたします。

南国市行政情報公開条例第1条に、市民の知る権利を具体的に保障するため、行政情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する行政情報の一層の公開及び情報提供の充実を図り、もって市政について市民に説明する責務を全うし、市民の理解と信頼を深めるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると規定しており、条例に市民が市の保有する行政情報の公開を請求する権利及びこれに応じる市の義務、それに伴う手続を定めております。

情報公開請求の流れにつきましては、まず請求者がどのような行政情報の公開を希望しているのか特定していただき、請求後15日以内に全部公開、一部公開等の決定を行い、公開の日を通知することになっております。一部公開や非公開等の決定について請求者に不服がある場合は、審査請求の申立てを行い、その審査請求に対し、南国市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受け、採決をすることになっております。

行政情報公開制度の中では、請求者に対してその請求理由や情報公開によって得た情報の使用目的等については問わないことが原則となっております。また、行政情報とは、条例第2条

第2号で実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及びフィルム、録音・録画テープ、その他実施機関が定めるものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと定められております。

文書の保存につきましては、南国市文書編さん保存規定があり、それぞれの文書の保存期間が定められております。保存期間が過ぎているにもかかわらず、業務上参考とするために保存しているものがあり、その文書につきましても公開の対象となります。監査委員から現在の保存規定では各文書の保存期間が分かりにくいと指摘されており、ガイドラインの作成について取り組むこととしております。

現在公開請求の受付は、その行政情報を所管している担当課、または総務課のどちらでも行うことができ、担当課での受付は請求する文書の特定が容易に判断することがメリットであります。所管課が分からない場合や複数の課にまたがる場合に総務課で一度受け付け、担当部署の決定を行い、事務を進めることとなります。担当の室を設置することについての御意見につきましては、担当が分かっている場合であっても総務課で情報公開の請求の受付をしております。担当の室としましては、総務課、総務係がその役割を担っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） L G B T ・ジェンダー平等の取組の状況についてお尋ねがございました。

先日、南国市男女共同参画推進条例第10条に規定をしております男女共同参画推進委員会を開催し、主に令和2年度の活動報告を行いました。生涯学習課のほうからは、小学校で男女共同参画出前教室をしてございますが、その中でL G B Tを題材とした絵本の読み聞かせを行っていることなどを報告いたしました。その後高知市でのにじいろのまち宣言やパートナーシップ制度が創設されることなど、御紹介を行いました。

委員の方からは、南国市でも性指向、性自認についての取組を前進させるべきとの御意見が得られましたので、今後生涯学習課においてこの問題を進めていくということが承認されたといえますか、そういうことになりました。ただ、具体的な提案は特にいただいておりませんので、さきにもお答えいたしました関係団体、性的少数者を支援するN P O法人ですとか、小中学校、これは養護教諭を想定しておりますが、意見交換を行うことといたしてまいります。養護教諭のほうを先、行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、市長からお答えいただきましたけれども、国政のほうで15か月予算ということで、地方創生、コロナについては評価できるということで答えがありました。私も引き続き地方創生が3次補正においてもちゃんとついたということは、これは評価できるかなと思いますけれども、やはりこの市議会でも再々問題になってますけれども、増大する事務量の中で本当に今下りてきているお金が適正なのかと、もっと下ろすべきじゃないのかという思いがありますので、もっとそういう点では地方に、コロナ禍でありますけれども、もっと下ろしてもよかったんじゃないかなというふうに僕自身は思ってますけれども、機動的な対応を望んでということなので分かりました。

県政についてですけれども、関西との連携で高知県の発展っていうことで、今、濱田県政ということで臨んでおりますけれども、関西との連携というのは知事選の公約であったわけで、ただ知事選のときはまだコロナではないわけで、京都なんかオーバーツーリズムであったり、本当に関西は元気で外国人だらけで、いうときの話であったと思うんです。それをウイズコロナで、この後のアフターコロナっていうことになったときに、本当にそういった勢いで外国人の方が来てくれるのかと、さらに四国のさらに太平洋側まで来てくれるのかということは、ちょっとやっぱりそういう夢物語までは言いませんけれども、そういった大風呂敷にちょっと近いんじゃないかなというふうに、コロナ前ならいざ知らずっていうふうには僕は思うんですけれども。そういったことが前提になってる県政なので、幾つか僕も全く否定する県政ではないと思いますけれども、それありきなのはどうかなというのは思いますけれども、県政への評価はよく分かりました。

市政についてですけれども、実現できたこと、できなかったことということでお伺いしてて、本当に実現できたことが多かった4年間だったんじゃないかなというふうに思っています。できなかったことで、避難所の運営マニュアルですとか、市街化調整区域のことですとか、お話しいただきましたけれども、市街化調整区域は再々この市議会でも問題になっておりますので、もうちょっとスピードを持って、それこそ今度の市長選で一つの争点になるのかなとも思いますけれども。避難所の運営マニュアルについても一律的に市がマニュアルを作って、押しつければそれも早いのもかもしれませんけれども、やっぱりどここの部落にはあのおばあちゃんがおって、どこそこには車椅子の方がおってと、外国人の方がおってと、様々な方に対応して、それぞれの地域でのマニュアルを作るという意味で時間がかかっちゃうってことだと思うんで

すね。ただ、やっぱり地震はそのスピードに待ってくれないんじゃないかと思うんですよね。その辺は各地域任せにせず、これは市長のリーダーシップでもって、もっと早く作ろうよということで、ぜひリーダーシップを発揮していただけたらというふうに思っています。これについては特に答弁は構いませんので、要望にさせていただこうと思います。

あと、お金の使い方です。安定的な財源で偏りがなくという御答弁がありましたけれども、これはまさに本当にそうだと思います。ただ、重点的に使うべきところはやっぱり使うというのは、当然市長は心がけていらっしゃるのだと思います。その辺のメリハリのある、特に弱者に目を向け続けて、市政運営を引き続き心がけていただけたらというふうに御要望させていただきます。

学生支援について御答弁いただきました。令和2年度に続いて、令和3年度も備蓄品の放出を考えているということで御答弁がありました。全部の学生に分けてしまうと、本当に1人1個、2個の世界になるかと思えますけれども、渡したよと、南国市は君たちのことを見捨ててないよということで、一つメッセージになると思うんです。今年度も来年度も引き続きみんなのことを見守ってるよというメッセージになると思いますので、そういうローリングストックにとどまらずに、さらにいろんな支援の形を考えていただけたらというふうに思います。

心の問題は非常に、それこそ心の籠もった御答弁をいただきましてありがとうございました。一義的な大学当局の問題であり、親御さんに御相談する、お友達同士で解決するということが従来の解決の方法でありますけれども、本当に今どこに相談していいんだろう分からない、この気持ちをどこに持っていったらいいんだろうということで、相談窓口が多いにこしたことはないと思うんです。そういった面で、せっかく縁があつて南国に来てくれる若者・学生に、市役所でも構わんよということで、どんどんウェブサイトなり広報紙なりで、そういった窓口がありますよということを引き続き広報いただけたらと思います。

心の問題では、子供の心ということで教育委員会からも御答弁いただきました。福祉事務所などと一緒に協議会を設けてということで、私も協議会については深く存じておりませんでしたので、今回福祉事務所には質問通告はしてませんので、またそれは改めて別の機会にやろうかと思えますけれども。南国はやっぱり子供の虐待のこともありましたので、そういった面で子供の心のこと、心身のことにはかなり力を入れて取り組まれているんだと、特にこのコロナにおいて子供たちに寄り添って対応されてるんだと思いますけれども。これは特に質問の通告にしておりますけれども、全国的には僕が取り上げたように、4分の1の子が死にたいとか、傷つきたいと思ってるとか、物すごい心の状況がひどい状況ですけども、多分今

お聞きしている限りでは、南国の子供たちはそこまでひどいデータではないような感じに思えるんですけども。そういった点でどうして南国とそれ以外の自治体ではそういった差が出るのかなというのを、教育長なり教育次長がそういった御感想があればお聞きできればなというふうに思いますけども、よろしくをお願いします。

コロナ対策、農業者支援で御答弁いただきました。国、県、市で、それぞれの立場で様々な支援策が打たれてるということで御紹介をいただきました。国のことでいきますと、僕はちょっと何だかなと思ってるのは、高収益作物次期作支援交付金ですよね。今、大変だっていうのに、次の来年のことを考えてちょっといただくという。何だかもらえるものはもらえるでいいんですが、一番ひどいなと思ったのは、突然前提条件が2割以上減収っていうのが出てきて、はしごを外されたような、そんな思いをしている農業者の方がいて、これ僕も以前議会で取り上げましたけども、浜改田の青年なんかも、いや、もう対象じゃなくなったって、もうがっかりされてて、本当にかわいそうやねって慰めはしましたけれども。せめて募集するのであれば、途中ではしご外しは何だかなとは思いますが。

国のことを今課長にこれ以上言っても仕方がないので、市のことで1月と12月で以前あった持続化の次の事業といいますか、南国市事業者緊急支援金ということで、12月、1月で5割以上減収の方を対象としてということで御答弁いただいておりますけれども、どうしてこれ5割なんだろうなということでもちょっと質問をさせていただきたいです。

市の持続化の場合は2割減収でしたし、今回の12月、1月を対象にした県の制度でも3割以上減収ということが要件になっています。それに対して、今回の南国市の制度は5割以上の減収を要件としております。私が聞いた農業者の方は、僕は53%やき対象になったけど、お隣が49%やと、そのお隣が47%減収やと、お隣がかわいそうやと、道路を挟んでどうしてこんなに雲泥というか、天国と地獄なのかということで話がありました。やっぱり5割でなく、3割、2割というのが、みんな少しでももらいたいので、どうしてなんだろうっていう思いを聞いておりますけども、5割においてはちょっとその理由なんかをお聞かせいただけたらというふうに思います。

ジェンダー平等について詳細に御答弁をいただきました。

これ数字を出していただきましたけれども、課長職以上と係長職以上で半減するわけですよ、女性の登用比率が。そういった面で、総務課長のほうはなぜいきなり半分になると、課長に登用するに当たって何か障害があるのかと、何か理由が思いつくところがあればお答えをいただけたらと思います。

また、女性登用をどんどん図っていくってということで議会でも御答弁いただいておりますけれども、令和3年度以降の女性職員の幹部登用について、また改めて方針をお聞かせいただけたらと思います。

パートナーシップ宣誓につきまして御答弁いただきましてありがとうございました。

委員の方からはいいねということで話があったということですが、いいねにとどまらず、関係者団体と養護教諭の方からお話を聞くということでしたので、引き続いて、もうお隣高知市では始まっておりますので、やはりどのような方でも南国市に住んでいただきたいという、南国市としての思いをこういった面でもぜひ示すべきではないかなと思うんです。今後例えば同性同士の方がパートナーだよということで登録を受け付けるような制度になったときに、今の教育委員会の部署のままということになるのでしょうか。ならないと思いますけれども、宣言なり制度をつくるっていう方向であれば、これは担当部署を市長部局に移す必要があるのではないかなと思うんです。これはどなたに答弁を求めているのか分かりませんが、ちょっと御担当の方にお願ひできたらというふうに思っています。第2問は以上です。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（竹内信人） 国立成育医療研究センターが調査をした子供のコロナ鬱についてでございますが、南国市がやっています調査とは方法も違いますし、設問も全く違います。先ほど次長のほうが深刻な訴えは出てきてないというふうには申しましたが、学校側としては、また教育委員会側としては、国立成育医療研究センターの調査結果とほぼ変わらないんじゃないかというふうな認識は持っております。約3割の子供が現在コロナ鬱の状況があるんじゃないかと、ただ表面上はそれが出てきてないわけで、そういったことについては子供に寄り添う姿勢の中で早期対応をしていきたいというふうに思っております。

なお、この調査の中では保護者についても調査を行っておりまして、保護者も約3割が鬱の症状が出てきているようです。といいますと、やはり子供のSOSを見つけるための大人が重要な役割をしますので、そういったことにおきましても、子供だけではなくに社会全体がそういった影響を受けておるのだということで、私どもも十分注意をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 事業者緊急支援金の減収要件を5割とした理由はということなんですけど、年末年始の全国的なコロナウイルス感染症の拡大の状況下で、高知県においても飲食店等に時間短縮の協力要請が行われるなど、経済面への影響が懸念される状況だったことか

ら、市内事業者の事業継続を支えるために本市独自の支援を緊急に行うこととして実施したものです。この支援制度につきましては、緊急的に支援を行う必要性があったことなどから、持続化給付金の給付実績を踏まえまして、影響が特に大きい事業者に対しまして予算の範囲内で効果的に支援を行えることを考え、売上げ要件を50%としたものであります。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 管理職とそれから係長職以上の役職者の半減の理由につきましては、かつちりとしたものではございませんけれども、年齢層であったり、担当業務、重要施策を実施している最中だとか、異動のタイミングで、また適材適所という、そういうふうな人材の関係上、そういうふうな形になったのではないかと思います。

それからあと、幹部職員の登用の方針につきましては、昨年の12月議会の福田議員の御質問で答弁しましたとおり、今までと同様、男女を問わず、また職域を問わず、経験や個々の能力により登用する方針でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 人権に関する課の設置についてのお尋ねがございました。

現在のところ、教育委員会事務局生涯学習課では、主に広報・啓発に関する業務を、市長部局であります総務課のほうでは、相談窓口ですか、人権擁護委員に関すること、あと隣保館等の所管をしております。これでまいりますと、例えば高知市でありましたような、にじいろのまち宣言のようなものは生涯学習課、パートナーシップ制度に関することは総務課のようなことで分かれてこようかと思えます。

課を新設して業務を一元化するってことが望ましいということは承知はしてございます。ただ、令和元年6月議会で中山研心議員に市長がお答えしましたように、現在区画整理事業とか圃場整備事業関連で職員を増員して対応しておる状態ですので、課の設置につきましては中・長期的に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

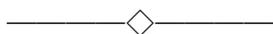
○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後2時47分 休憩



午後2時57分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） 社民党の今西忠良でございます。

第420回の3月定例市議会に通告をしました私の一般質問は、市長の政治姿勢など3項目であります。一般質問初日の最後になりましてお疲れのこととは思いますが、いまま少し時間を頂戴をしたいと思います。以下、順次質問をいたしますので、答弁のほう、よろしくお願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。

当初予算と市民生活の安心・安全の確保について、何点か質問をしたいと思います。

令和3年度の一般会計当初予算は238億3,000万円で、令和2年度当初予算に比べて4億9,000万円、2.1%の増額で過去最高額となっております。一般財源の内容を見ましても、市の税収は減収をしている中で臨時財政対策債で補填をし、さらには財政調整基金からの繰入れ等を行っての予算編成であります。令和3年度の当初予算の特徴や目指すものは何かについて、市長の答弁を求めます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 令和3年当初予算の特徴点ということでございますが、まず特徴点といいますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということがもちろん今回計上されているところでございまして、安心して市民の皆様が生活できるような、そういう環境を取り戻すという予算がまず組まれているということでございまして、これが今回特徴的なことだと思います。

それと同時に、今まで公約にも入れて実施してまいりました（仮称）南国日章工業団地、こちらが完成する年でもありますし、また国営の圃場整備、こちらが実際に本格的に事業として進む年にもなるわけでございます。そういった今までの公約に上げてました施策が実現する年、またもう一つにぎわいづくりということで、仮称の中央地域交流センター、こちらが建物ができ、また外構工事も整備される、そういった年でもありますし、街路事業につきましても今年の予算で、パチンコ屋さんが昨年撤去されたわけでございまして、今年度予算でその道路の工事が進むということになります。そして、県道と接続されるということで、形になって目に見える年となるわけでございまして、そういったことが市民の思いが実現できる予算になっている

と思っております。そういった南国市の未来に向けて、まず発進ができる、そういう環境整備ができるのではないかと思うところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。市長の政策に臨む自信のある答弁もいただきました。

次に、財政課では3年のサイクルで市の中期財政収支ビジョンを立案をして、財政審議会等で検証、提言、あるいは見直し等を行ってきて、そうした中で財政運営の健全化等を図っているところであります。この中でも令和元年からスタートし、今の令和3年までの収支ビジョンの最終年となりますけれども、そのシミュレーションの数値を見ましても、実質公債費比率では9.1%、将来負担比率は82%、経常収支比率は96.1%、財政調整基金の残高は20億円と予測も立てているわけでありまして。そして、実質的に黒字を見通して、黒字予測のシミュレーションにもなっているわけですが、中期財政収支ビジョンから見ての市政運営についての考え方というか、見通しについて、財政課長のほうから御答弁ください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 先ほど今西議員がおっしゃられてましたように、今期の目標といたしますのは財政調整基金残高を20億円、実質公債費比率9.1%、将来負担比率82.0%、経常収支比率96.1%という形で目標数値が定められております。この数値につきましては、本年度まだ2年度ということになりますので中間年度という形にはなりますけれども、現状2年目のもうほぼ終わり、3月補正ということで、補正予算の状況等から推計いたしますと、この数値の達成は十分可能な状況にはあるというふうに考えております。

しかしながら、令和3年度当初予算におきまして表れておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響、歳入面で市税の減収が大きく出ておりますし、こちらの減収の影響と、これの継続、どこまで続くのか、そういったものについてはまだ不透明なところも多いということにはなりますので、さらに税収につきましては国税、こちら大きく減少しておるという状況にはございまして、先行き的にはかなり不透明ということもございまして、現状がそこその状況ではございますけれども、さらなる財政の健全化には努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 財政課長のほうから答弁もいただきましたけれども、コロナ禍での税収は明らかに減ってきている状況にありますし、実際経済の不況や停滞の影響は令和4年度か

ら顕著になってくるのではないかという当局の予測もあります。

こうした中でシミュレーションで予測をした数値目標には、まだ3年はならないのではないかと、令和2年度並みの決算状況に落ち着くのではないかという見方もされております。しかし、公債費が前年度に比べて増加をしてまいりますし、令和3年度の市債発行見込額は対前年度約4億7,000万円増の36億4,820万円となっており、後年度負担がやっぱり増えていくことも当然見据えていかななくてはならないと思いますので、少しこの見通し等について甘いのではないかと私の気持ちもするわけですが、このことについて改めて財政課長、お答えください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今期の収支ビジョンについては、達成が見込まれるというふうには考えておりますが、令和3年度におきましては、令和4年度から6年度の3年間の新たな次期計画というものを作成するというような形になっております。

現在の状況でございますけれども、都市再生整備事業、ものづくりサポートセンターが完成し、中央地域交流センター、こちらも令和3年度にほぼ形が整ってくるというようなことにもなりまして、その償還につきましては令和6年度から7年度にかけましてだんだんと地方債残高も増えてくる、そういった中におきまして公債費が当然増加するという形にはなります。それにつきましては、交付税措置や基金の充当等によりまして、一定検討も重ねてきたところでございます。しかしながら、一般財源ベースでいきますと、その施設が整備されますと、この管理運営費、これはものづくりサポートセンターがもう既に令和3年度予算上でも出てきておりますけれども、こちらの一般財源での対応、こういった形で、さらなる経常経費の増大は一定図られるといたしますか、一般財源の増加につながっていくものになりますので、これらを含めまして既存事業の見直しとか、そういったことも含めて検討をしていく時期には差しかかっているというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

箱物事業によるこれからのランニングコストというのが発生をして、財政の部分に一定圧迫も出てこようかと思いますし、経常経費も上がるという状況のお答えでございました。

次は、歳出において義務的経費の総額は123億7,000万円余りで、対前年度比2%増、構成比率を見ますと51.9%を占めるわけです。これは扶助費や人件費、公債費が主なものになってきます。一方で、投資的経費は総額36億4,600万円余りで、対前年度17.2%の減になっておりま

す。これは日章工業団地や都市再生整備事業等が減ったことも一つの原因であろうかと思えますけれども、この数字から見て、事業内容も見て、やっぱり住民サービスの低下が懸念をされるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、令和3年度予算におきましても全て増額となっております。

人件費につきましては、令和3年度は令和2年度本年度と比較しまして退職手当が1億円増額になっておると、そういったことで増額になっているということもございまして、そのほかの部分では微増というような状況でございます。現状職員数の増加もありまして、将来的な負担が見込まれますので、先ほどから市長も申し上げてますが、職員の定数管理、そういったものにつきましても今後は必要になってくるというふうにも考えております。

また、扶助費につきましては、高齢化社会の中で福祉の向上には引き続き取り組む必要がございますので、今後とも増加が見込まれるということにはなります。

公債費です。これは皆さんが御心配されてるところではございます。これにつきましては、財政課のほうでもこちらのほうに増して将来的な負担、そういったものを検討しつつ、公債費の適正化、そういったところにも努めてきたところでございます。今回、公債費の増加、地方債残高の増加、これらにつきましては臨財債というものの影響というものもかなり大きい。こちら交付税措置率100%ということで、償還及び財源措置、そちらにつきましては歳入歳出両面で増というような要因、こういったことになりますけれども、数字上はかなり大きなものになりますので、そこら辺につきましても丁寧な説明もしていきたいというふうに考えております。

先ほど申しましたように都市再生整備事業等の大型事業、こちらにつきましては公債費への基金等への活用、そういったことによりまして急激な財政悪化、市民サービスの低下にはつながらないように配慮していきたいと思えます。

なお、普通建設事業が少なくなるというふうなことで、これまでどおり市道整備と施設の長寿命化、更新、そういったものにつきましては、そういった面でのサービス低下につながるような形で運営していくというふうには現在のところ考えておりませんので、今後とも事務の効率化に努め、經常経費、人件費の抑制を図りつつ、各課の事業及び業務の分析を行って、財源確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。

次に、4点目なんですけれども、市民生活の安心・安全の確保をどのように担保するかについてであります。

市民ニーズや価値観の多様化する中で、また複雑化が進む中で、まちづくりにおいても行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難にもなってきました。安心して暮らし続けられる生活環境や、魅力と活力あふれる町を築くためには、地域の特性を生かしたまちづくりというものがまた今も求められていると思います。こうした観点に立って、市民ニーズに応えられる施策や政策の、これを企画し実現することが問われてくると思います。市長の選挙公約の範疇にもこうしたものは当然入ってくると思われそうですけれども、市長の熱い思いを、政策の一端をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私の今回の当初予算計上した中での事業としまして、安心・安全ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、災害対策につきましては、今まで南国市はもちろん津波避難タワーということも14基建設して、安全の確保を図ってきたわけでございます。これからあと、何を安心・安全ということでやっていくかということでございますが、今現在津波避難タワー、南国市立スポーツセンターの周辺に整備するというところで、検討会も開催していただいているところでございまして、津波避難タワーの建設、また防災広場の整備ということを進めているところでございます。

また、今回の予算の中には瓶岩の公民館への避難ということで、瓶岩地区の橋梁の整備費も計上しているところでございまして、長年の瓶岩地区の住民の皆様のお思いが実現をされようとしている予算にもなっていると思っております。

また、先ほどの答弁にもお答えさせていただいたところでございますが、避難所の運営マニュアル、こちらが14か所の策定ということとどまっているところでございまして、ほか53か所ある指定避難所の運営マニュアル、そちらも順次策定していかねばならないというところでございます。そういった点、また発災前の事前対策ということで、本年度中に南国市国土強靱化地域計画を策定する予定としておるところでございまして、常に大規模災害等を想定しながら、最悪の事態に至らない施策を事前に検討してまいりたいと考えております。

そしてまた、安心という面では、子育て支援ということにつきまして、若い世代の皆様が安心して生活していただくためには、子育て支援サービスの充実、また子供の居場所づくりが必要ということでもあります。令和2年4月からは、あけぼの保育所におきまして0歳児保育を開

始することができました。令和3年度からは、長岡西部保育所の改築工事を実施するところでありまして、0歳児保育を含む低年齢児保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、子供の居場所づくりとしまして、放課後児童クラブの整備拡充により、受入れ枠の確保を図ってまいりたいと考えております。令和3年からは、長岡小学校の放課後児童クラブの整備を行う予定にしておるところであります。

ほかにも生活インフラをはじめとします住環境の整備、また高齢者施策、セーフティーネットとしましての福祉施策の充実など、取り組む施策は多くありますが、市民生活の安全・安心の確保により、住み続けていただきたく、また南国市に住みたいと思っただけのような取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長からは安心・安全のまちづくりの担保ということで質問させていただきましたけれども、安心・安全は市民の、あるいは施策の中にも全ての範囲に通じるものであります。先ほどの答弁は、南海トラフ巨大地震対策、そして子育て支援という一番重要な、これからの施策を中心に特化をした御答弁をいただきました。分かりました。

5点目は、市長と市政を語る会についてであります。

平成30年度からスタートをし、市内の17館の公民館を中心に開催をしてきたと思われま。2月に開かれました久礼田地区の会合で、13地区での開催ができたということでもあります。何といいましても、地域の特性を生かしたまちづくりが今求められていると思います。地域を知り、地域に愛着を持つ市民や地域の代表の皆さんの参加によって、市長と市政を語る会が行われてきたと思います。地域住民の生の声や熱い思いがしっかりと市長や執行部の皆さんにも伝わってきて、実りある会議にもなってきたのではないかと思います。

そこで、市長の受け止め方や率直な思いと感想も含めてお答えください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市長と市政を語る会につきましては、平成30年度から市立公民館単位で実施しておりまして、本年度までの3か年で13地区で実施してきたところでもあります。会では最初に私からまず、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとします市政全般の取組について概略を説明させていただき、その後、地区から事前に設定していただきました協議項目につきまして、担当課からの説明と地域の皆様との意見交換をさせていただいているところがございます。地区からの協議項目としまして多い項目は、やはり防災対策、また人口減少対策、続いて生活道や水道施設などのインフラ施設となっております。特にこの防災対策、人口減少対

策、インフラ施設につきましては、市民生活の安全・安心を確保し、定住へとつなげていく基礎となるものでございまして、非常に率直な意見をいただいていたところでございます。市民の皆様からの提案ということもございまして、非常に参考になる御意見をいただいております。

市民の皆様のご思いとしましては、やはり自分たちの地域を守りたい、住みやすい地域にしたいという、そういう熱い思いが感じられるところでございます。そういった思いに応えるべく、すぐに対応できることはすぐに対応してきたというスタンスで今まで来ております。それぞれの地域に合わせた施策を、それぞれの地域の課題というのはそれぞれ違うわけでございます。それぞれの地域の課題に対しまして、できるだけ早くその課題を解消すべく、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長から御答弁をいただきました。

市長の市政に取り組む姿勢や決意の一端を聞かせていただきましたけれども、早いもので市長に就任をして4年目となり、改選期も迎えました。4年間の実績や教訓を振り返りながら、次へ臨むという姿勢、それは先ほど来ずっと言っております都市計画や子育てであり、地域の環境であり、そういった部分で市民の目線に立ちながら、やっぱり優しい市政、政策というものを実行に向けて最大限努力をしていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症によるワクチン接種についてお尋ねをいたします。

先ほど来3人の同僚議員から質問があり、詳しく答弁もありました。重複もしますけれども、改めてお聞かせください。

今も感染症は世界でその猛威を振るい、感染者が全世界で1億人を超えるという状況に至っております。国内においても、昨年来深刻な感染拡大に見舞われ、国民、市民の生命が長期にわたって、かつてなく脅かされ、奪われ続けてまいっています。感染者が増え続け、病床が逼迫をし、入院ができないままに貴い命が自宅や待機先、あるいは高齢者施設等で次々に失われているのが現状でもあります。さらには病床と医療従事者の確保ができないままに、感染症とは関係のない病気やけが、手術も入るわけですが、そして救急搬送も困難になっているという状況が、特に都市部等でも見えております。こうした現状で適切な治療ができなくて、助かる命が助けられない状況も起きています。

さて、特例承認でやっとワクチン接種が始まりました。ワクチン接種の取組と進め方、タイムスケジュール等について、改めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 本市のワクチン接種の体制とスケジュールにつきましては、国が定めた優先順位に従い、65歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方、16歳以上の方の順で開始していく予定です。まずは高齢者の接種に向けて、3月下旬に南国市にワクチン接種の一般的な相談窓口を開設する予定です。4月上旬に、ワクチン接種予約受付センターの開設、接種券の発送、接種開始の予定です。ワクチンの供給量にもよりますが、開始から約6週間は高齢者を中心に接種を実施する予定です。その後、5月下旬以降、16歳以上の方に接種券を発送いたします。集団接種会場は、南国市立スポーツセンターのメインアリーナ、サブアリーナで実施いたします。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

市民の中には新型コロナの収束への有力な手段として、ワクチン接種への期待があります。しかし一方では、不安の声も少なくないと思います。不備や不安のない接種体制の確立についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 接種会場の設営・運営につきましては、業者委託を予定しています。委託業者が決定しましたら、現場での接種者への案内、誘導等、安全な会場運営ができますよう打合せを行います。また、協力をお願いしております医師会の医師、看護師等とも、接種時の副反応への対応など協議を行い、安心して接種できる体制づくりに努めます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 3点目ですけれども、これも重複はしてくるわけですが、一部先行優先接種が始まりました。それは医療従事者であります。そして、高齢者や基礎疾患のある方、介護や福祉の職場もここに該当するのではないかと思いますけれども、これらの対応や対策、さらには現状の状態等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 医療従事者への接種の実施主体は高知県になります。現在、医療機関では医療従事者の接種が実施されております。

高齢者施設等の入所者及び従業者への接種につきましては、長寿支援課と協力して実施することになります。現在、該当する施設に接種希望者数の調査を行いました。まだ接種計画はできておりません。

障害者支援施設等入所者及び従事者への接種につきましては、福祉事務所と協力して実施する予定です。

基礎疾患等のある方への接種につきましては、該当する基礎疾患については国から公表されておりますが、今後変更される可能性があること、現在のところ自己申告であること等を踏まえ、今後の国の明確な方針が待たれます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、接種の周知に当たり、情報提供や相談窓口の設置などの動向についても、午前中もありましたけれども、改めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 西山議員の質問にお答えしましたように、市のホームページに南国市のワクチン接種実施の概要について掲載しております。今後、厚生労働省からの情報提供や市の接種のスケジュールなどが決まりましたら、新しい情報として掲載してまいります。広報紙にもワクチン接種の情報を掲載してまいります。

3月下旬に、南国市にワクチン接種の一般的な相談窓口を開設予定と申しましたが、ワクチンについての専門的な相談窓口は、高知県が3月中下旬に開設を予定しております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、副反応は不可避であろうと思います。ワクチンの安全性や有効性、副反応などのリスクについての国内外でのデータを、迅速にかつ徹底的に国民には明らかにしていくことがとても重要だと考えられます。経過観察であり、治療であり、救済、そして必要な見直し等もあるかと思えます。こうした範疇は法的責任も明確に位置づけなくてはならないと思えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） ファイザー社のワクチンでは、ワクチンが免疫をつけるために反応を起こすため、接種部位に痛み、発熱、頭痛などの副反応が起こり、数日続くことがあると報告されています。接種会場では、接種後15分から30分は会場で待機して、健康観察を行います。急性のアレルギー反応であるアナフィラキシー症状が発生した場合は、医師による救命措置と常時救急車を待機させ、医療機関へ搬送できる体制を検討しております。

治療を要したり障害が残るほどの副反応が起こる可能性は低いと言われておりますが、ゼロではないと考えます。その健康被害が接種を受けたことによって生じたものであると厚生労働大

臣が認定したときは、予防接種法に基づく医療費、障害年金等の給付が受けられます。新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法第6条第2項の臨時接種に位置づけられています。同法の第5条第1項の定期接種と同等の高水準の給付額となっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

それでは、6点目、最後になるわけですが、コロナ禍で強まる社会的不安や生活苦も野放しにされております。中小零細経営や老人福祉施設、介護事業の倒産も過去最多となっているのが現状であります。特に医療や社会保障、公衆衛生を極めて脆弱にさせたのは、やはり政治の責任だと言えらると思っております。契約したワクチンも思うように入らず、接種が大幅に遅れてきているような状況で、南国市も含めて非常に自治体は困惑をされてる状況に追い込まれてるのが今の状態かとも思っております。これもやはりワクチンに関して、国の外交力や政治力というものもまた問われるのではないかと思います。ワクチン頼み、ワクチンありきで、感染対策がおろそかになれば、また大きな失敗も招くわけですので、ワクチン接種と今後の感染症対策というのは非常に重要だと思っておりますけれども、課題等も含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 今後の課題ですが、ワクチンの接種が始まりましても、やはり季節性のインフルエンザと同じような状態になるのは数年かかると言われております。ワクチン接種が始まりましても、感染症に不安がなくなるわけではございませんので、今までどおり、手洗い、マスクの着用、それにワクチン接種という防衛という手段が加わったというふうに思っていたきたいと思います。

今後の課題というか、現在の課題はもうワクチンの供給が本当に見通せないということです。今後の課題ということで保健センターとしての課題としましては、やはりワクチン接種には多くの人に関わります。医師会とか医療機関、医師、看護師、医療スタッフ、市職員、高齢者・障害者支援施設、受託業者など、多くの団体に関わりますので、この人たち、関係者、団体が協力したり、情報を共有して連携していく、これらの機関を調整していくようなコーディネーター的な役割を持つ職員が本当に必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ワクチン接種の非常に人的なマンパワーの確保というのが大きな課題だという今お話もいただきました。保健福祉センター所長からの詳しい答弁、ありがとうございます。

次に、2項目めの市街化調整区域の規制緩和と地域の振興、活性化についての質問に移りたいと思います。先ほど西川議員のほうからも質問がありまして、重複する部分もあろうかと思えますけれども、改めてよろしくお願いをしたいと思います。

南国市の市街化調整区域は、都市計画区域の92%を占めております。そして、多くの既存集落がこの中に点在をし、人口も半分以上の53%以上の市民の皆さんがここで生活をしているわけであります。このエリアに住んでいる市民からすると、子供たちや孫の家が建てられないという声や、市外の事業者からは、南国市に企業進出したくても思うように立地ができないという切実な声を多く、今日までも聞いてまいりました。平成28年に高知県から、高知広域都市計画区域での高知市を除く3市町に対して市町が特定ゾーンを設定をし、市町のまちづくりの方針に沿った建築物が建てられるように、市街化調整区域における開発許可の抜本的な規制緩和を行っていく方針が示されました。そうした中で南国市の実情に応じたまちづくりの方針に沿った土地利用が行えるように、高知県からの開発許可の権限移譲を受けてきたところであります。この権限移譲から3年が経過をしました。その検証と成果、課題についてお答えをください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 県から開発許可の権限移譲を受けましてから2年が経過いたしましたので、本年度開発許可基準の規制緩和に関しまして調査・検証を行いました。

集落拠点周辺エリアの人口動態を調査・分析した結果、人口の推移につきましては、集落拠点周辺エリアの人口は規制緩和後の平成30年度末から令和元年度末にかけては、人口減少数は半減しているということのほか、社会増減につきましては令和元年度から社会増に、また転居増減につきましても平成30年度から転居増に転じておりまして、長岡地区、岡豊地区、国府地区の3地区につきましては人口も増加している状態でございます。

また、市外及び中心拠点から集落拠点周辺エリアにおきまして子育て世代の住み替えが進みつつあるということや、集落拠点周辺エリア内に子育て世帯がとどまる傾向があることなども見受けられましたことなどから、集落拠点周辺エリアでの人口減少は続いているものの、地域コミュニティ機能の維持は一定図られつつあると考えており、規制緩和の効果が一定あったのではないかと考えております。しかしながら、本市の南部地域における集落拠点周辺エリアの人口減少に歯止めがかかっていない状況であることから、今後これらの課題のある地域については対応策が必要であると考えております。

また、今回の調査は2年間という短期間における限定的な検証結果であったということから、

今後も引き続き人口動態等の調査・分析をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 丁寧に御答弁をいただきました。規制緩和後の平成30年度末から令和元年度末にかけての数値も上げて、社会増減についても社会増に、あるいは転居増減についても転居増になっているとの答弁でした。それから、若い世代とといいますか、子育て世代の住み替えや、こうしたもんも進んでいるということはどういう現状にもあります。

相対的に県も、国もそうなんですけれども、人口減少しておる中で、さらには少子・高齢化による中で、既存集落の過疎化、コミュニティーの維持にも一定効果と歯止めがかかっているのではないかと答弁だったと思いますけれども、その兆しが見えるということはどういうことでもあろうかと思えます。規制緩和後の開発許可基準に関する検証を様々な角度から都市整備課で行っているようですけれども、私もその報告書を過日見せていただきましたが、都市計画係の職員の皆さんのいろんなデータを駆使しながら、これを作り出してきちゅうことに敬意も表したいと思えます。

次に、権限移譲の前後にわたる相談と申請件数等についての現状をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 令和2年度の相談件数は、令和3年2月末時点におきまして590件、申請件数は82件でございます。権限移譲前の平成27年度から平成29年度までの3年間の相談件数は1,386件、申請件数は234件で、権限移譲後の平成30年度から令和3年2月末までの2年11か月間の相談件数は1,877件、申請件数は245件となっております。権限移譲前と比較いたしますと、相談件数で491件、申請件数で11件、それぞれ増加している状況でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 件数等について、現状も含めてお答えをいただきました。

次に、3点目の都市計画マスタープランは20年スパンで大変長い期間であります。やっぱり検証と課題解決に向けての考え方、そうした展開というものも非常に大事かと思えますので、その内容等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を見通して、土地の利用方針や道路や公園、下水道などの都市施設の在り方など、まちづくりのため

の基本的な考え方を示したものでございます。本市の最初の都市計画マスタープランは平成11年3月に策定いたしまして、10年後の平成21年6月に見直しを行ったところでございます。策定から20年以上が経過し、計画期間が満了したことや、この間、少子高齢化・人口減少が進行するとともに、巨大地震による災害を経験するなど、都市を取り巻く環境が大きく変化したことなどから、令和2年3月に都市計画マスタープランを改定をいたしましたところでございます。

都市計画マスタープランを改定するに当たっては、市民意向アンケート調査や市内4か所でワークショップを開催し、多くの市民の皆様からまちづくりについてのいろいろな御意見や御提案をいただき、本市のまちづくりについての課題を整理をいたしました。都市計画マスタープランの改定においては、市民の皆様からいただいた御意見や御提案を踏まえつつ、本市のまちづくりの課題解決を図るべく見直しを行うとともに、本市の最上位計画でございます第4次総合計画や高知広域都市計画区域マスタープランに即するとともに、本市の様々な関連計画などとの整合性を図りながら、改定を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それでは次に、新立地基準、権限移譲に関しましては、都市計画マスタープランや市の最も高い上位計画に位置づけられております第4次総合計画、さらには立地適正化計画とも整合性の取れたものでなければならないと考えますが、その位置づけ等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市は平成30年4月高知県から都市計画法の開発許可等の権限移譲を受けるとともに、本市独自の新立地基準を定めるなど、開発許可基準の規制緩和を行っておりますが、改定後の都市計画マスタープランの主要なまちづくりの方策の中に、空き家の有効活用や集落拠点エリア等における開発許可基準の運用を集落環境の向上に向けた方策として位置づけておりまして、マスタープランとの整合性を図っております。今後もこの開発許可基準を適正に運用し、地域コミュニティ機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、5点目の空き家対策についてでありますけれども、まず規制緩和による活用と促進策等について、都市整備課長にお伺いします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本市へのU I Jターンを希望する方や津波浸水予測区域からの

移転を希望する方などを対象に、賃貸や売買を希望する空き家の利活用を促すとともに、空き家の老朽化による周辺への悪影響が行政課題となっており、この課題に対応するため、既存建築物の用途変更が可能になるように規制緩和を行っております。この規制緩和によりまして、空き家や持家など合法的な建築物であれば、第三者が所有し居住するための用途変更や、賃貸住宅への用途変更も可能にしております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） では次に、市では平成29年度に空き家調査をされてきました。その実態調査と結果等について、住宅課長にお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 空き家等実態調査につきましては、南国市全域の空き家等の件数や分布状況の把握などを目的に、外観目視による現地調査を平成29年度に実施いたしました。調査の結果、現地調査で空き家と判定できた件数が1,272件ございました。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 住宅課長からお答えをいただきましたけれども、空き家の実態調査を受けて、空き家の活用や解消にはそれをどのように生かしてこられたか、続けてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 空き家等実態調査で空き家と判定した1,272件と建物に近づけず判定ができなかった36件、計1,308件のうち、送付先が不明な建物などを除いた1,065件に対して利用実態を把握するためのアンケート調査を平成29年度に実施いたしました。

このアンケート調査で、空き家所有者等から空き家の売却や賃貸などについて、市を介して南国市内の不動産業者へ相談を行いたいという意向を示された方については、平成30年度から空き家所有者等と市内不動産業者をつなぐ取組を実施しております。

また、老朽度の高い木造住宅につきましては、除却費用への補助制度を設けておりますので、この補助制度を活用して老朽木造住宅が除却され、更地になれば空き家の解消とともに土地の流動性が高まり、有効活用にもつながるものと考えております。このような不動産の流動性を高め、空き家の活用や解消につながる取組を実施してまいっているところでございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 住宅課長より空き家の利活用についての答弁をいただきました。

再度お尋ねをいたします。

利活用で、実際に空き家の売却や、あるいは賃貸に結びついた件数、ケースがあればお示しをください。また、老朽化木造住宅については、全市を対象にして取組をしておりますけれども、除却費用の補助制度が導入されてからの件数等についても、分かればお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

○住宅課長（山崎伸二） 空き家所有者等と市内不動産業者とをつなぐ取組における実績につきましては、今年2月時点になります。市内不動産業者へつないだ件数は32件でございます。このうち、不動産業者からの聞き取りになります。売却につながったものが1件、賃貸につながったものが1件ございました。また、老朽木造住宅の除却に係る補助金における実績につきましては、平成29年度から今年度までで28件でございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

それでは次、6点目の質問に入りたいと思います。

大規模既存指定集落内における要件緩和がされましたけれども、その成果と課題等について、都市整備課長のほうからお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 集落拠点周辺エリアにおきましては、既存集落内の登記地目が平成29年1月1日時点において宅地・雑種地であれば、人の要件はなく誰でも戸建て住宅の建築を可能とする規制緩和を行っております。その要件緩和の成果といたしましては、平成30年度は許可件数75件のうち23件、令和元年度は許可件数88件のうち28件が集落拠点周辺エリアにおける規制緩和によるもので、許可件数全体の約3分の1となっております。

ただし、登記地目が宅地・雑種地であっても、建築基準法の接道要件など、また法令で必要とされる規定を満たしていなければ建物が建築できないという課題もございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

次に、高知県の開発審査会提案基準第23号における南国市の運用指針をより活用しやすいようにとの思いはあるわけですが、その考え方や展開等についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 高知県開発審査会第23号は、特定エリアにおける市町のまちづ

くりの方針に沿った建築物を建築する場合の提案基準でございます。高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは認められます。この提案基準第23号に基づき、本市のまちづくりの方針に沿った建築物を建築しようとする場合は、必要書類を市長に提出し、本市のまちづくりの方針に沿った建築物であるかどうかの確認を受ける必要があるほか、提案基準23号における市長の意見書を作成し開発審査会に提出する必要があることから、審査会への意見書作成のための判断基準や提出していただく必要書類などを本市の運用指針に定めております。必要書類は相当数ございまして、その中には周辺環境への配慮説明書や騒音対策説明書、場合によっては建築物の計画等についての周辺住民への説明及び報告などを求めることもあり、開発事業者にとっては少し負担となることもあるかもしれませんが、やはり周辺住民とのトラブルを避けるためにも、引き続き現行の指針を運用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 都市整備課長のほうから明確にお答えをいただきました。

県の開発審査会へ提出する前の市の運用指針については、10項目あるわけですがけれども、細か過ぎるという声もありますけれども、市のまちづくりの方針に沿ったもので、かつ周辺の土地利用等に照らし、支障がない旨の市長意見書というものが添えられることになっているわけでありまして。

市街化調整区域内での開発であり、何といたしましても周辺環境、特に水や騒音など、住民の住環境に関する問題などについては、地元協議や地元合意というのは第一に優先されるべきであらうと思います。しかし一方で、規制緩和で市に権限移譲がされ、そのメリットも生かしながら、地域の活性化や産業振興、さらには雇用の拡大、定住化へのまちづくりをさらに促進することも行政の役割でもあらうと思います。この市の運用指針について、少し市長の見解とか思いをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） せっかく南国市の市町に沿ったまちづくりができるような運用指針でございまして、使いやすいものであるにこしたことはないと思います。ただ、南国市に開発許可の権限が下りてきたことによりまして、新たに南国市で対応しているという中で、今までもその許可内容につきまして、ちょっと周辺住民の皆様の御意見に沿わないこともあったわけでございます。そういったところはやはり慎重に対応していく必要があるわけでございますが、これから件数を増やすことによりまして、我々実務担当者もその経験が足ってきますと、やはりその許可に対する事務処理の判断というものが慣れてきて、事務の簡素化にも今後つなが

っていく可能性もあるのではないかと思うところもあります。これまだ始まったところでございますので、これから件数を重ねて、それも検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございました。

それでは、8点目でございますけれども、地区計画及び開発許可基準の適正な運用と進捗状況についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市街化調整区域におけます地区計画につきましては、都市計画決定すれば許可になり開発ができるということになりますが、地区計画の運用次第では線引き制度の形骸化を招くおそれもありますことから、本市では高知県の市街化調整区域における地区計画の策定の指針に基づきまして、地域の実情に即して適切な運用を行っております。

また、都市計画法に基づく開発許可等の権限の移譲に伴い、本市独自の許可基準を条例で定め、新たな許可基準を追加し、開発許可業務を行っておりますが、この開発許可基準につきましても適正に運用することにより、本市の地域特性に応じたまちづくりを進めております。

地区計画の進捗状況につきましては、平成30年度以降におきましては相談件数は5件で、そのうち県との事前相談済み件数は4件、事前相談中は1件でございます。事前相談済みの4件につきましては、正式に提案書が提出されれば、都市計画決定の手続に入ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 地区計画について、課長のほうから答弁をいただきました。

規制緩和後の地区計画の進捗状況、先ほどお答えがありましたように、相談済みが4件で、今事前相談も1件受けてるというお話だったと思います。企業誘致や立地には、やはり南国市に住んでもらえる、移住・定住の受皿づくりが急務でもありますし、大変必須的な条件とも言えるのではないのでしょうか。そういった面では、住居系の地区計画、開発がやはり必要でもあろうと思います。これは行政が全て受け入れるわけではないわけですが、一定の業者等も含めて、連携も生まれてこなくてはならないとは思いますが。私どもの北部、久礼田も含めて、そういうエリアは機運が大きく盛り上がっている状況にもありますし、ぜひそういう力をサポート的に行政も果たしていただきたいと思っておりますが、その辺についていま一度、都市整備課長、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 引き続き県の地区計画の策定指針に基づいて、本市の実情に即した地区計画を行ってまいりたいというふうに思います。

今回改定をいたしましたマスタープランの中にも、植野地区におきまして住居系の地区計画を盛り込んでおります。これにつきましてもぜひ実現したいというふうに思っていますので、これもワークショップで地域の住民の皆様からいただいた御意見を反映したものでございますので、そういった地域の方の御意見等も今後取り入れながら、地区計画等も随時見直しをするなど、地域の実情に即した地区計画、あるいはまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 都市整備課長に改めて質問をしましてありがとうございます。

それでは、3項目めのものづくりサポートセンターの開館と地域振興活性化、そして観光行政の推進、企業誘致等についての質問に入りたいと思います。

地域活性化の拠点施設となる南国市ものづくりサポートセンター、愛称「海洋堂Space Factoryなんこく」と決まったようですけれども、19日の内覧会を経て、3月21日に正式にオープンをします。この施設につきましては、観光振興や誘客、そして物づくりに関わる人材の育成であったり、市民の物づくりに接する機会の創出であったり、研修や指導、相談など、幅広く市民に親しんでもらうたり、使っていただく、そしてさらには地域情報の発信をしていく、町のにぎわいをそうした中でつくっていく施設として、周辺地域の活性化を担うものであらうと思います。立地計画から念願の開館になりました。今日に至るまでの経緯と主たる事業と目的等について、改めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 御質問につきまして、これまで答弁させていただいた内容と重複する部分も一部あるかと思いますが、答弁をさせていただきます。

これまでの経過としましては、株式会社海洋堂から南国市への生産拠点の進出が示されたことをきっかけとし、高い造形のノウハウ、知名度を誇る海洋堂の誘致を地域活性化のチャンスとして生かそうと、地域住民、市民グループ、関係機関・団体等で構成する中心市街地活性化振興協議会で検討を行い、ものづくり・ひとづくり・まちづくりをコンセプトとした中心市街地活性化の構想としてまとめられた、ごめん町将来像プランの中で、海洋堂ファクトリーが核となる物づくりの人材育成や地域活性化の拠点が位置づけられました。

その後、立地適正化計画で都市機能誘導区域における誘導施設であるまちおこしセンターに

位置づけ、整備を進めてきたところで、現在オープンに向けて準備を進めておるところです。

先ほど愛称のお話、今西議員さんのほうからありましたが、ものづくりサポートセンターの愛称の公募を行いまして、198点の応募がありました。この中から小学生の意見も参考にさせていただいて選定をし、愛称を「海洋堂SpaceFactoryなんこく」と決定いたしました。応募者のコメントで、宇宙船のような外観と物づくりの施設であることを分かりやすく表現したもので、海洋堂の知名度を生かし、地元の発信ができるよう、海洋堂と南国を入れたとあるとおり、指定管理者として運営に当たっていただく海洋堂高知の名前を生かして、本市の発信を効果的に行うことを考え決定したものであります。これから多くの方に親しみを持っていただけるよう、愛称での発信を行っていきたいと考えております。

また、「海洋堂SpaceFactoryなんこく」の目的としましては、今西議員さんもおっしゃられたとおり、観光誘客、観光振興、物づくりに関わる人材の育成、市民への物づくりに接する機会の創出、本市製造業に関わる展示及び発信、地域情報等の発信などを行うこと、また誘客した来場者により周辺地域ににぎわいを生み出すことを目的とした施設であり、地域活性化の拠点となる施設となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 2点目は、市民や児童生徒の物づくりへの機会の場としての施設の活用、あるいは人材育成への展望、さらには地場の産業界との連携等についてはどのように進められていくのか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 館内では、海洋堂生産現場や展示の見学のほか、本市の物づくりに関わる歴史、人物、産業や地域で活動する団体、学校の紹介など、南国市の物づくりを発信するための展示、また体験活動の提供などを予定しており、市内の事業者、団体、教育機関等の方々との連携、協力により作業を進めております。また、細川半蔵のからくり人形の復元に取り組まれている、全国に数名しかいないといわれるからくり人形師の半屋弘蔵さんに協力いただくからくり人形の展示は、目玉の一つになるものと考えております。

館内のショップでは、海洋堂の製品だけではなく、地域で活動しているクラフト作家の作品を取り扱う予定であり、また、クラフト系ワークショップの開催など、地域の作家との連携による人材の育成にもつなげていく計画です。

また、SpaceFactoryの利用について調整を行っている学校も現状あり、これから市内の多くの小中学校と連携した取組を図っていく予定であり、こういった取組を続けるこ

とで、将来的に市内の小中学生が南国市の物づくりを知り、興味を持ち、南国市で物づくりを志すといったことにつなげていけたらと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、中心市街地の振興と活性化への展望といいますか、その点についてはどのように結びつけていこうとされているのか、お示してください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 海洋堂の知名度や造形のノウハウを生かすことで、施設に多くの方に来場していただくと考えております。施設では多くの方に来場していただく取組を行い、地域ではにぎわいを生み出すための取組を連携して行うことが必要となります。

現在、関係機関や団体、住民や地域の事業者らで組織する中心市街地振興協議会において作成した振興計画に基づき、周辺地域での定期的なイベントの開催、地域の店舗情報や観光資源などの地域資源の発信、チャレンジショップ事業の実施など、地域で取り組む事業について行動計画を作成し取組を始めております。地域での取組とSpaceFactoryでの取組の連携により、周辺地域のにぎわいを生み出していけたらと考えております。

また、市内の観光事業者、宿泊事業者、交通事業者や団体等で観光施設連絡会を組織し、SpaceFactoryの集客を各事業者や団体が連携し生かしていくために、情報共有や意見交換を行っております。この取組において、飲食部会の発案で、チラシ持参で飲食をしていただくと、3月21日から5月16日まで特典が受けられるグルメパンフレットを作成し、周辺飲食店への誘導を図る取組を行います。ほかにも飲食部会では、小学校と連携したジオラマランチのメニュー化、提供による地域の発信などの案も出されており、引き続き検討を行います。

観光協会では、3月15日から9月末まで、中心市街地の飲食店、小売店、観光施設などをめぐる、5めんビンゴスタンプラリーを実施するなど、取り組んでいます。

引き続き中心市街地、南国市でのにぎわいを生み出す取組を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

先ほど答弁にもありました中心市街地の振興計画についてでありますけれども、この組織について、さらには組織がどういう行動と事業計画を展開されるのかについてお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 中心市街地振興計画は、中心市街地の住民の方々、事業者、関

係団体等で組織する中心市街地振興協議会で、Space Factoryへの来場者の地域への誘導を行い、またそれだけではなく、市民の方々が来訪したいと思えるような町にするための取組として作成されたものです。

計画の策定に当たっては、ワーキンググループとして地域住民、事業者、地域の活動団体、関係組織など、幅広く多くの方に参加いただき、行動計画の作成も行っております。行動計画は、それぞれの立場の人が人任せではなく、まず自分たちで取組をスタートさせることを考えて作成したもので、飲食店や域内の店舗情報の発信のためのスタンプラリーの実施、空き店舗活用に向けた空き店舗情報の収集、クラフト系の物づくりのイベントや、誰でもが気軽に参加できるイベント開催、チャレンジショップ事業の実施などが計画され、取組を始めております。また、ワーキンググループでは、ほかにも様々な意見やアイデアが出されており、継続して取り組んでいく予定をしております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、ものづくりサポートセンターの来客用の駐車場の現状と確保対策、そして展望等についてお示してください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 駐車場につきましては、オープニングイベント時には市役所駐車場、保健センターの活用、サテライト南国の駐車場を使わせていただくようにお話しております。また、開館後1か月程度は近隣の土地を駐車場として使用させていただくよう、お話しさせていただきます。土日等は、土曜市や市役所駐車場の使用について、現在検討しております。駐車場については、ひとまずこのような対応で状況を確認しながら、その後の対応を考えていかなければならない課題であるというふうには認識をしております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきましたが、駐車場についてはこの立地が決まったときから懸案であったと思いますし、この議場や、あるいは事前の説明会でも取り上げられてきましたが、しかし駐車場対策は後手に回ってきたというか、なかなか解決策というのは非常に厳しいわけですが、来客用の駐車スペースは45台と伺いました。そして、その中でバスの専用駐車場が2台ということで、どうしても十分な確保状況にはないと思います。オープン時、そして5月の連休等については、先ほどの答弁にありましたように近隣施設での対応ということであります。苦肉の策というほかはないわけですが、やはり駐車場対策というの

は緊急性の高い課題であることには間違いがありません。

私は一方法として、中心市街地よりは少し離れた位置に駐車場を、中心市街地にはあまりスペースがないわけで、そうしたところに構えて、市役所、量販店、病院、公共施設、さらにはJR駅や近隣の観光施設なども巡回をする従来型、いろいろな都市であるわけですが、シャトルバスと申しますか、ぐるりんバスのような運行形態も一考できるのではないかと思いますので、ぜひ検討に値をすると思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、6点目は、飲食や物販等の提供施設の計画と将来見通しはどのようにお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 飲食の提供につきましては、周辺地域の店舗を利用させていただきたいということで、Space Factory館内での提供は行いません。先ほども御説明させていただきましたが、特典付きのグルメパンフレットや5めんビンゴスタンプラリーなどのような周辺飲食店への誘導を促す取組を継続して行います。また、施設併設の広場等を使用した定期的な飲食の提供について検討を行う予定をしております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、南国市の持つ周辺の歴史観光資源、あるいは名勝地への誘導、誘客対策について、またものづくりサポートセンター敷地内への観光案内板の設置等についてのお考えをお答えください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 他施設への誘導について、館内で観光マップやパンフレットの配布、DMO協議会の取組等との連携による3市観光施設等への周遊の取組は行っていくことを計画しております。観光案内板につきましては、Space Factoryや新しくできます街路等に町歩きを誘導する案内板の整備を検討しておりますので、この検討の際に併せて検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 観光案内板等についてお答えをいただきましたけれども、他の観光施設への誘導は館内での観光マップやパンフレットの配布というのは従来型と言えます。DMOの協議会と連携をした周遊観光の取組もしていきたいという答弁だったと思っておりますけれども、観光案内板についてはSpace Factoryや街路事業との事業展開もというお話もあつ

たわけですけれども、南国駅前線がシンボルロードになって、そこに観光案内板、街路事業の中で設置をする部分になろうかと思えます。これは中心市街地の案内や誘導施策になろうかと考えますので、なかなか広域というふうにつながってくるのかどうか、ちょっと私も心配にはなるし、事業の内容として街路とは制度も若干違うのではないのでしょうか。

私は、館内における観光マップやパンフレットの配布、あるいは案内係による名勝地への誘導案内は当然それでよしだと、このようにも思えます。しかし、館外への駐車場のどこかか、あるいは館の出入口付近、目につく場所に設置、立地をすることが大事じゃなからうかと思えますし、せっかくすばらしいファクトリーが出来上がったわけですので、これを活用しない手はないと考えますので、また市内の各名勝地への誘導で観光の振興と南国市への入り込み客の増加を図る、このことがこの施設の持つ一つの大きな目的でもあろうかと思えます。周辺には中村時計博物館、さらには長尾鶏センター、ながおか温泉、西島園芸団地、札所の国分寺、巨峰園、さらには比江の国衙跡、さらには道の駅の風良里、足を延ばせば白木谷国際現代美術館、さらには日章のほうへ行けばタマリン館など、南国市の持つ観光地や観光資源がめじろ押しとも言えるわけですので、ぜひ足を延ばしていただいて、南国市のいいところを知っていただくという、そういう観点に立てば、やはり館の設置が大事なことじゃなからうかと思えますが、この点について、市長のお考えと気持ちをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市内の観光する場所を周遊していただくということは非常に大切なことだと思います。そのためにその看板を設置するというのであれば、それは一目で分かるような、そちらを見て、この観光地へすぐ行けるような、そういう効果的な看板であれば設置することが望まれるのではないかと思います。道の駅南国にも、南国市の案内看板があるわけですので、どのような看板の内容が効果的であるかというのは検討の余地があると思いますが、看板設置もその内容も含めて、再度振興協議会のほうでも検討していただいたらと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございます。作成する規模や内容等によっても予算も違ってきますし、様々な設置の在り方があろうかと思えますので、ぜひ早い段階に協議検討に入っていただけたらと思いますので、また私の回りでもそういうことやったら寄附もしたいという方もおいでるわけですので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、企業誘致と地域振興、さらにはコロナによる不況と経済対策について、少しでも回復

をし、地場の企業の活性化に向けてということで、都市計画と中心市街地の振興、活性化も併せた企業誘致の促進にもつなげていければという質問であります。

1点目は、誘致立地企業に対する企業立地奨励金の現状はいかがなものでしょうか。また、ここ数年間の実績、そして規制緩和後の例もあろうかと思っておりますので、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 企業奨励金につきましては、なんごく流通団地、高知みなみ流通団地、領石臨高速流通団地、南国オフィスパーク及び高知岡豊工業団地や県が定める技術先端型業種の工場等を建築する場合で、市長の許可を受けた区域に家屋を建設する事業者、また都市計画区域内の工業専用地域、工業地域及び準工業地域で指定団地を除いた区域など、要件を満たした区域に家屋を建設する製造業者を対象にし、新たな家屋を建設した場合に土地や家屋、償却資産の固定資産税額に相当する費用を助成する制度です。また、企業奨励金の交付を受ける事業者が一定条件を満たし、緑地や環境設備の整備に要した額の2分の1を助成する環境整備奨励金、条件を満たした状態で南国市民を常時雇用する事業者に対し一定金額を支給する雇用促進奨励金があります。最近の企業奨励金の交付実績は、平成30年度9件、令和元年度7件、本年度は2件の見込みで、環境整備奨励金、雇用促進奨励金は交付対象がありませんでした。なお、現在整備中の（仮称）南国日章工業団地も対象区域とすることとなります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 商工観光課長のほうから御答弁をいただきました。

それぞれの奨励金制度は、非常に、先ほどお答えがありましたように、幅広い制度にもなっておろうかと思っておりますし、一定行政の誘致をするというのが基本的に大きな範疇に入ると思いますし、業種や形態、さらには規模もいろいろあろうかと思っております。しかし、どの企業を対象にするかというのは、僕は規則のほうで明記をされているんじゃないかと思っておりますし、そうしたら受給できる運用範囲は一定柔軟に対応できるのではないかと思っておりますので、ぜひこれは庁内等で検討を図って、門戸を広げていくという部分につながっていくのではないかと思っておりますが、この点について商工観光課長、少しお答えください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 要件につきましては、要綱のほうで規定をしております。今、規制緩和で立地がしやすくなった位置等についても検討を行う必要があるということで、課内のほうでは一定協議はしておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、コロナの関係も含めて、新しい働き方にもなってきましたし、リモートワーク、さらには都市から地方へUターン、Iターン、Jターンのことも含めて、移住、人の流れ、そして企業の形態も変化をしてきていると思います。シェアオフィス拠点施設整備事業等の制度を活用しながら、様々な事業展開ができるのではないのでしょうか。サテライトオフィスやゲストハウス利用等も、こうした面の導入等についてのお考えや展望についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市が誘致したコールセンター、バックオフィス、コンテンツ産業、サテライトオフィスを開設する事業者に対しましては、要件を満たす雇用を行った場合、職員の研修費、雇用に係る経費、人材確保に係る経費、土地・家屋の賃借料の一部を支援するコールセンター等設置奨励金制度があり、過去3年間、各年度1件の利用がありました。市内にはこれらに対応できる物件があまりないことが現状課題となっております。

また、シェアオフィス、ゲストハウス事業につきましては、誰が実施主体となるか、活用できる物件、予算などの課題があり、すぐに取り組むことは難しいと思いますが、情報収集等を行いながら考えていきたいと思っています。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

最後の質問になるわけですが、中小企業の新型コロナウイルス感染症対策事業というのが、国を通して県でもこの事業に着手をしていると思います。様々な制度と事業内容にもなっておろうかと思っています。こうした事業との連携、あるいはまた市独自で創意工夫を重ねて、導入をしたり連携を図っていけることもあるんじゃないかと思いますが、そのあたりのお考えと見解についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） すいません、御質問をもう一度お願いして構いませんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 中小企業の新型コロナウイルス感染症対策に対する事業、県にもそういう分があるわけですが、それを活用しながら、あるいは市の事業をさらに膨らましていく、あるいは連携をしていく、そうした創意工夫の事業を図っていくお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 本市のコロナウイルス関係の事業者向けの経済対策につきましては、これまで家賃支援事業であるとか、テークアウトの支援事業、持続化給付金等実施をしてきて、現在、事業者緊急支援金により幅広い業種の方、また法人・個人問わず、対象として支援を行っております。

県のほうでは、現在、営業時間短縮要請対応臨時給付金を実施するなど、事業継続と雇用の維持に向けた対策を中心に行っております。今後、経済活動の回復、社会・経済構造の変化への対応のための事業を予定しておりまして、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、国、県の動向を見ながら、市としてもどのような経済対策を行っていくかということを検討していかなければならないと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれ御丁寧に答弁をいただきました。

すごく長くなりましたけれども、以上で私の一問一答による一般質問を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時28分 延会